

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編 目次 第1章 総則 第1節 地震災害対策計画の概要…………… 1 第1 計画の目的…………… 1 第2 計画の用語…………… 1 第3 計画の構成…………… 1 第4 基本方針…………… 2 第2節 茨城県の防災環境…………… 3 第1 自然環境の特性…………… 3 1 地形…………… 3 2 地質…………… 3 第2 社会環境の特性…………… 3 1 概要…………… 3 2 人口の見通し…………… 4 3 経済の見通し…………… 4 4 広域交通ネットワークの整備…………… 5 5 生活環境の変化…………… 5 第3節 茨城県の地震被害…………… 6 第1 地震災害の歴史…………… 6 第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震…………… 13 第4節 各機関の業務の大綱…………… 16 第1 茨城県…………… 16 第2 市町村…………… 16 第3 指定地方行政機関…………… 17 第4 自衛隊…………… 19 第5 指定公共機関…………… 20 第6 指定地方公共機関…………… 22 第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者…………… 23 第2章 災害予防計画	茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編 目次 第1章 総則 第1節 地震災害対策計画の概要…………… 1 第1 計画の目的…………… 1 第2 計画の用語…………… 1 第3 計画の構成…………… 1 第4 基本方針…………… 2 第2節 茨城県の防災環境…………… 3 第1 自然環境の特性…………… 3 1 地形…………… 3 2 地質…………… 3 第2 社会環境の特性…………… 3 1 概要…………… 3 2 人口の見通し…………… 4 3 経済の見通し…………… 4 4 広域交通ネットワークの整備…………… 5 5 生活環境の変化…………… 5 第3節 茨城県の地震被害…………… 6 第1 地震災害の歴史…………… 6 第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震…………… 13 第4節 各機関の業務の大綱…………… 16 第1 茨城県…………… 16 第2 市町村…………… 16 第3 指定地方行政機関…………… 17 第4 自衛隊…………… 20 第5 指定公共機関…………… 20 第6 指定地方公共機関…………… 22 第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者…………… 23 第2章 災害予防計画		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 …… 24 第1 対策に携わる組織の整備 …………… 24 1 活動体系の全体像…………… 25 2 県の活動体制の整備…………… 28 3 市町村の活動体制の整備…………… 29 4 防災関係機関等の活動体制の整備…………… 29 5 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の推進…………… 30 第2 相互応援体制の整備 …………… 31 1 応援要請・受入体制の整備…………… 32 2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備…… 34 第3 防災組織等の活動体制の整備 …………… 36 1 自主防災組織の育成・連携…………… 37 2 事業所防災体制の強化…………… 38 3 ボランティア組織の育成・連携…………… 39 4 企業防災の促進…………… 42 5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進…… 43 第4 情報通信ネットワークの整備 …………… 45 1 情報通信設備の整備…………… 46 2 防災情報ネットワークシステムの整備…………… 48 3 アマチュア無線ボランティアの確保…………… 48 第2節 地震に強いまちづくり …………… 50 第1 防災まちづくりの推進 …………… 50 1 防災まちづくりの方針の策定…………… 51 2 防災空間の確保…………… 52 3 防災拠点の整備…………… 53 4 市街地開発の推進…………… 54 5 避難施設の整備…………… 54 第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進 …………… 56 1 建築物の耐震化の推進…………… 57 2 建築物の不燃化の推進…………… 59 3 建築物の液状化被害予防推進の推進…………… 59 4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等…………… 60	第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 …… 24 第1 対策に携わる組織の整備 …………… 24 1 活動体系の全体像…………… 25 2 県の活動体制の整備…………… 28 3 市町村の活動体制の整備…………… 29 4 防災関係機関等の活動体制の整備…………… 29 5 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の推進…………… 30 第2 相互応援体制の整備 …………… 31 1 応援要請・受入体制の整備…………… 32 2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備…… 34 第3 防災組織等の活動体制の整備 …………… 36 1 自主防災組織の育成・連携…………… 37 2 事業所防災体制の強化…………… 38 3 ボランティア組織の育成・連携…………… 39 4 企業防災の促進…………… 42 5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進…… 43 第4 情報通信ネットワークの整備 …………… 45 1 情報通信設備の整備…………… 47 2 防災情報ネットワークシステムの整備…………… 49 3 アマチュア無線ボランティアの確保…………… 49 第2節 地震に強いまちづくり …………… 51 第1 防災まちづくりの推進 …………… 51 1 防災まちづくりの方針の策定…………… 52 2 防災空間の確保…………… 53 3 防災拠点の整備…………… 54 4 市街地開発の推進…………… 55 5 避難施設の整備…………… 55 第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進 …………… 57 1 建築物の耐震化の推進…………… 58 2 建築物の不燃化の推進…………… 60 3 建築物の液状化被害予防推進の推進…………… 60 4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等…………… 61		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
5 文化財保護…………… 61	5 文化財保護…………… 62		
第3 土木施設の耐震化等の推進…………… 62	第3 土木施設の耐震化等の推進…………… 63		
1 道路施設の耐震化等の推進…………… 63	1 道路施設の耐震化等の推進…………… 64		
2 鉄道施設の耐震化の推進…………… 63	2 鉄道施設の耐震化の推進…………… 64		
3 海岸、河川、砂防、農業用ため池、ダムの耐震化の推進…………… 63	3 海岸、河川、砂防、農業用ため池、ダムの耐震化の推進…………… 64		
4 港湾、漁港の耐震化の推進…………… 64	4 港湾、漁港の耐震化の推進…………… 65		
第4 ライフライン施設の耐震化の推進…………… 66	第4 ライフライン施設の耐震化の推進…………… 67		
1 電力施設の耐震化…………… 67	1 電力施設の耐震化…………… 68		
2 電話施設の耐震化…………… 67	2 電話施設の耐震化…………… 68		
3 都市ガス施設の耐震化…………… 68	3 都市ガス施設の耐震化…………… 69		
4 上水道施設の耐震化…………… 69	4 上水道施設の耐震化…………… 70		
5 下水道施設の耐震化…………… 70	5 下水道施設の耐震化…………… 71		
6 廃棄物処理施設…………… 70	6 廃棄物処理施設…………… 71		
第5 地盤災害防止対策の推進…………… 72	第5 地盤災害防止対策の推進…………… 73		
1 地盤災害危険度の把握…………… 73	1 地盤災害危険度の把握…………… 74		
2 土地利用の適正化の誘導…………… 73	2 土地利用の適正化の誘導…………… 74		
3 斜面崩壊防止対策の推進…………… 73	3 斜面崩壊防止対策の推進…………… 74		
4 造成地災害防止対策の推進…………… 74	4 造成地災害防止対策の推進…………… 75		
5 地盤沈下防止対策の推進…………… 74	5 地盤沈下防止対策の推進…………… 75		
6 液状化防止対策等の推進…………… 74	6 液状化防止対策等の推進…………… 75		
第6 危険物等施設の安全確保…………… 76	第6 危険物等施設の安全確保…………… 77		
1 石油類等危険物施設の予防対策…………… 77	1 石油類等危険物施設の予防対策…………… 78		
2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策…………… 78	2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策…………… 79		
3 毒劇物取扱施設の予防対策…………… 79	3 毒劇物取扱施設の予防対策…………… 80		
4 放射線使用施設の予防対策…………… 80	4 放射線使用施設の予防対策…………… 81		
第3節 被害軽減への備え…………… 81	第3節 被害軽減への備え…………… 82		
第1 緊急輸送への備え…………… 81	第1 緊急輸送への備え…………… 82		
1 緊急輸送道路の指定・整備…………… 82	1 緊急輸送道路の指定・整備…………… 83		
2 ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備…………… 83	2 ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備…………… 84		
3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備…………… 83	3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備…………… 84		
第2 消火活動、救助・救急活動への備え…………… 85	第2 消火活動、救助・救急活動への備え…………… 86		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
1 出火予防…………… 86	1 出火予防…………… 87		
2 消防力の強化…………… 86	2 消防力の強化…………… 87		
3 救助力の強化…………… 87	3 救助力の強化…………… 89		
4 救急力の強化…………… 88	4 救急力の強化…………… 89		
5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上…………… 88	5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上…………… 90		
第3 医療救護活動への備え…………… 90	第3 医療救護活動への備え…………… 91		
1 医療救護施設の確保…………… 91	1 医療救護施設の確保…………… 92		
2 後方医療施設の設備…………… 91	2 後方医療施設の設備…………… 92		
3 医薬品等の確保…………… 94	3 医薬品等の確保…………… 95		
4 医療機関間情報網の整備…………… 94	4 医療機関間情報網の整備…………… 95		
5 医療関係者に対する訓練等の実施…………… 95	5 医療関係者に対する訓練等の実施…………… 96		
6 医療関係団体との協力体制の強化…………… 96	6 医療関係団体との協力体制の強化…………… 97		
7 医療ボランティアの確保…………… 97	7 医療ボランティアの確保…………… 98		
第4 被災者支援のための備え…………… 98	第4 被災者支援のための備え…………… 99		
1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定…………… 99	1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定…………… 100		
2 食料、生活必需品等の供給体制の整備…………… 102	2 食料、生活必需品等の供給体制の整備…………… 103		
3 応急給水・応急復旧体制の整備…………… 105	3 応急給水・応急復旧体制の整備…………… 107		
4 罹災証明書の交付…………… 107	4 罹災証明書の交付…………… 108		
第5 要配慮者安全確保のための備え…………… 108	第5 要配慮者安全確保のための備え…………… 109		
1 社会福祉施設等の安全体制の確保…………… 109	1 社会福祉施設等の安全体制の確保…………… 110		
2 在宅要配慮者の救護体制の確保…………… 110	2 在宅要配慮者の救護体制の確保…………… 111		
3 要配慮者の避難所等における支援体制の確保…………… 112	3 要配慮者の避難所等における支援体制の確保…………… 113		
4 外国人に対する防災対策の充実…………… 113	4 外国人に対する防災対策の充実…………… 114		
第6 燃料不足への備え…………… 115	第6 燃料不足への備え…………… 116		
1 燃料の調達、供給体制の整備…………… 116	1 燃料の調達、供給体制の整備…………… 117		
2 重要施設・災害応急対策車両等の指定…………… 116	2 重要施設・災害応急対策車両等の指定…………… 117		
3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定…………… 117	3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定…………… 118		
4 平常時の心構え…………… 117	4 平常時の心構え…………… 118		
第4節 防災教育・訓練…………… 118	第4節 防災教育・訓練…………… 120		
第1 防災教育…………… 118	第1 防災教育…………… 120		
1 一般県民向けの防災教育…………… 119	1 一般県民向けの防災教育…………… 121		
2 児童生徒等に対する防災教育…………… 121	2 児童生徒等に対する防災教育…………… 123		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
3 防災対策要員に対する防災教育…………… 122	3 防災対策要員に対する防災教育…………… 124		
第2 防災訓練…………… 123	第2 防災訓練…………… 125		
1 総合防災訓練・避難力強化訓練…………… 124	1 総合防災訓練・避難力強化訓練…………… 126		
2 県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練…………… 124	2 県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練…………… 127		
3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練…………… 125	3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練…………… 127		
第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承…………… 127	第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承…………… 129		
1 基礎的調査研究…………… 128	1 基礎的調査研究…………… 130		
2 防災アセスメントの実施…………… 129	2 防災アセスメントの実施…………… 131		
3 被害想定調査の実施…………… 129	3 被害想定調査の実施…………… 131		
4 災害対策に関する調査研究…………… 129	4 災害対策に関する調査研究…………… 131		
5 災害教訓の伝承…………… 130	5 災害教訓の伝承…………… 132		
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画		
第1節 初動対応…………… 131	第1節 初動対応…………… 133		
第1 職員参集・動員…………… 131	第1 職員参集・動員…………… 133		
1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容…………… 132	1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容…………… 134		
2 職員の動員・参集…………… 135	2 職員の動員・参集…………… 137		
第2 災害対策本部…………… 140	第2 災害対策本部…………… 142		
1 県…………… 141	1 県…………… 143		
2 市町村、指定地方行政機関等…………… 156	2 市町村、指定地方行政機関等…………… 158		
3 国の現地対策本部との連携…………… 156	3 国の現地対策本部との連携…………… 158		
4 合同調整所の設置…………… 157	4 合同調整所の設置…………… 159		
第2節 災害情報の収集・伝達…………… 158	第2節 災害情報の収集・伝達…………… 160		
第1 通信手段の確保…………… 158	第1 通信手段の確保…………… 160		
1 専用通信設備の運用…………… 159	1 専用通信設備の運用…………… 161		
2 代替通信機能の確保…………… 159	2 代替通信機能の確保…………… 161		
3 アマチュア無線ボランティアの活用…………… 162	3 アマチュア無線ボランティアの活用…………… 164		
第2 災害情報の収集・伝達・報告…………… 164	第2 災害情報の収集・伝達・報告…………… 166		
1 地震情報の収集・伝達…………… 168	1 地震情報の収集・伝達…………… 171		
2 被害概況の把握…………… 172	2 被害概況の把握…………… 175		
3 被害情報・措置情報の収集・伝達…………… 174	3 被害情報・措置情報の収集・伝達…………… 177		
4 国への報告…………… 180	4 国への報告…………… 183		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第3 災害情報の広報…………… 182	第3 災害情報の広報…………… 185		
1 広報活動…………… 184	1 広報活動…………… 187		
2 報道機関への対応…………… 187	2 報道機関への対応…………… 190		
第3節 応援・受援…………… 188	第3節 応援・受援…………… 191		
第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保…………… 188	第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保…………… 191		
1 自衛隊に対する災害派遣要請…………… 189	1 自衛隊に対する災害派遣要請…………… 192		
2 自衛隊の判断による災害派遣…………… 191	2 自衛隊の判断による災害派遣…………… 194		
3 自衛隊受入体制の確立…………… 192	3 自衛隊受入体制の確立…………… 195		
4 災害派遣部隊の撤収要請…………… 194	4 災害派遣部隊の撤収要請…………… 197		
5 経費の負担…………… 194	5 経費の負担…………… 197		
第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行…………… 195	第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行…………… 198		
1 応援要請の実施…………… 196	1 応援要請の実施…………… 199		
2 応急措置の代行…………… 199	2 応急措置の代行…………… 202		
3 応援受入体制の確保…………… 200	3 応援受入体制の確保…………… 203		
4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保…………… 200	4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保…………… 204		
第3 他都道府県被災時の応援…………… 203	第3 他都道府県被災時の応援…………… 206		
1 他都道府県への応援・派遣…………… 203	1 他都道府県への応援・派遣…………… 206		
第4節 被害軽減対策…………… 205	第4節 被害軽減対策…………… 208		
第1 警備対策…………… 205	第1 警備対策…………… 208		
1 警備体制…………… 206	1 警備体制…………… 209		
2 警備実施…………… 206	2 警備実施…………… 209		
3 警備活動に対する援助要求…………… 209	3 警備活動に対する援助要求…………… 212		
第2 避難指示、誘導…………… 210	第2 避難指示、誘導…………… 213		
1 避難指示、高齢者等避難…………… 211	1 避難指示、高齢者等避難…………… 214		
2 警戒区域の設定…………… 213	2 警戒区域の設定…………… 216		
3 避難の誘導…………… 213	3 避難の誘導…………… 216		
4 指定緊急避難場所…………… 214	4 指定緊急避難場所…………… 217		
5 広域避難（広域一時滞在）…………… 214	5 広域避難（広域一時滞在）…………… 217		
第3 緊急輸送…………… 216	第3 緊急輸送…………… 219		
1 緊急輸送の実施…………… 218	1 緊急輸送の実施…………… 221		
2 緊急輸送のための道路の確保…………… 218	2 緊急輸送のための道路の確保…………… 221		
3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保…………… 220	3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保…………… 223		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
4 緊急輸送状況の把握…………… 224	4 緊急輸送状況の把握…………… 227		
5 交通規制…………… 224	5 交通規制…………… 227		
第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動…………… 228	第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動…………… 231		
1 消火活動…………… 229	1 消火活動…………… 232		
2 救助・救急活動…………… 231	2 救助・救急活動…………… 234		
3 水害防止活動…………… 233	3 水害防止活動…………… 237		
4 海上災害対策活動…………… 234	4 海上災害対策活動…………… 238		
第5 応急医療…………… 237	第5 応急医療…………… 241		
1 応急医療体制の確保…………… 238	1 応急医療体制の確保…………… 242		
2 応急医療活動…………… 241	2 応急医療活動…………… 245		
3 後方支援活動…………… 243	3 後方支援活動…………… 247		
第6 危険物等災害防止対策…………… 248	第6 危険物等災害防止対策…………… 252		
1 危険物等流出対策…………… 249	1 危険物等流出対策…………… 253		
2 石油類等危険物施設の安全確保…………… 250	2 石油類等危険物施設の安全確保…………… 254		
3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保…………… 250	3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保…………… 254		
4 毒劇物取扱施設の安全確保…………… 250	4 毒劇物取扱施設の安全確保…………… 254		
5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策…………… 251	5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策…………… 255		
第7 燃料対策…………… 252	第7 燃料対策…………… 256		
1 連絡体制の確保と情報の収集…………… 253	1 連絡体制の確保と情報の収集…………… 257		
2 重要施設への燃料の供給…………… 253	2 重要施設への燃料の供給…………… 257		
3 災害応急対策車両への燃料の供給…………… 253	3 災害応急対策車両への燃料の供給…………… 257		
4 燃料の確保…………… 254	4 燃料の確保…………… 258		
5 県民への広報…………… 254	5 県民への広報…………… 258		
第5節 被災者生活支援…………… 255	第5節 被災者生活支援…………… 259		
第1 被災者の把握等…………… 255	第1 被災者の把握等…………… 259		
1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握…………… 256	1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握…………… 260		
2 罹災証明書の交付…………… 257	2 罹災証明書の交付…………… 261		
第2 避難生活の確保、健康管理…………… 259	第2 避難生活の確保、健康管理…………… 263		
1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営…………… 260	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営…………… 264		
2 避難所等における生活環境の整備…………… 263	2 避難所等における生活環境の整備…………… 268		
3 健康管理…………… 264	3 健康管理…………… 269		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
4 精神保健、心のケア対策…………… 265	4 精神保健、心のケア対策…………… 270		
第3 ボランティア活動の支援…………… 268	第3 ボランティア活動の支援…………… 273		
1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営…………… 269	1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営…………… 274		
2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能…………… 270	2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能…………… 275		
第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達 272	第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達 277		
1 ニーズの把握…………… 273	1 ニーズの把握…………… 278		
2 相談窓口の設置…………… 273	2 相談窓口の設置…………… 278		
3 被災者への情報伝達…………… 274	3 被災者への情報伝達…………… 279		
4 安否情報の提供…………… 275	4 安否情報の提供…………… 280		
第5 生活救援物資の供給…………… 276	第5 生活救援物資の供給…………… 281		
1 食料、生活必需品等の供給…………… 277	1 食料、生活必需品等の供給…………… 282		
2 応急給水の実施…………… 280	2 応急給水の実施…………… 285		
第6 要配慮者安全確保対策…………… 283	第6 要配慮者安全確保対策…………… 288		
1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策…………… 284	1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策…………… 289		
2 在宅要配慮者に対する安全確保対策…………… 285	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策…………… 290		
3 外国人に対する安全確保対策…………… 286	3 外国人に対する安全確保対策…………… 291		
第7 応急教育…………… 289	第7 応急教育…………… 294		
1 児童生徒等の安全確保…………… 290	1 児童生徒等の安全確保…………… 295		
2 応急教育…………… 291	2 応急教育…………… 296		
第8 帰宅困難者対策…………… 293	第8 帰宅困難者対策…………… 298		
1 各機関の取組…………… 293	1 各機関の取組…………… 298		
第9 義援物資対策…………… 296	第9 義援物資対策…………… 301		
1 義援物資の供給…………… 297	1 義援物資の供給…………… 302		
第10 <u>愛玩</u> 動物の保護対策…………… 298	第10 <u>家庭</u> 動物の保護対策…………… 303	viii	国の防災基本計画と表現を統一（生活衛生課）
1 飼い主不明及び負傷した <u>愛玩</u> 動物の保護…………… 299	1 飼い主不明及び負傷した <u>家庭</u> 動物の保護…………… 302		
2 避難所における動物の適正飼養に係る措置…………… 299	2 避難所における動物の適正飼養に係る措置…………… 302		
第6節 災害救助法の適用…………… 300	第6節 災害救助法の適用…………… 305		
1 被害状況の把握及び認定…………… 301	1 被害状況の把握及び認定…………… 306		
2 救助法の適用基準…………… 302	2 救助法の適用基準…………… 307		
3 救助法の適用手続…………… 303	3 救助法の適用手続…………… 309		
4 救助法による救助…………… 304	4 救助法による救助…………… 309		
5 災害対策基金等の管理…………… 304	5 災害対策基金等の管理…………… 309		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
6 郵政事業に係る特別取扱い…………… 304	6 郵政事業に係る特別取扱い…………… 310		
第7節 応急復旧・事後処理…………… 306	第7節 応急復旧・事後処理…………… 311		
第1 建築物の応急復旧…………… 306	第1 建築物の応急復旧…………… 311		
1 応急危険度判定…………… 307	1 応急危険度判定…………… 312		
2 住宅の応急修理…………… 308	2 住宅の応急修理…………… 313		
3 応急仮設住宅の提供…………… 309	3 応急仮設住宅の提供…………… 314		
4 建築物の応急復旧への支援…………… 310	4 建築物の応急復旧への支援…………… 315		
第2 土木施設の応急復旧…………… 311	第2 土木施設の応急復旧…………… 316		
1 道路の応急復旧…………… 312	1 道路の応急復旧…………… 317		
2 港湾、漁港の応急復旧…………… 313	2 港湾、漁港の応急復旧…………… 318		
3 鉄道の応急復旧…………… 313	3 鉄道の応急復旧…………… 318		
4 その他土木施設の応急復旧…………… 322	4 その他土木施設の応急復旧…………… 327		
第3 ライフライン施設の応急復旧…………… 324	第3 ライフライン施設の応急復旧…………… 329		
1 電力施設の応急復旧…………… 325	1 電力施設の応急復旧…………… 330		
2 電話施設の応急復旧…………… 328	2 電話施設の応急復旧…………… 334		
3 都市ガス施設の応急復旧…………… 331	3 都市ガス施設の応急復旧…………… 336		
4 上水道施設の応急復旧…………… 332	4 上水道施設の応急復旧…………… 337		
5 下水道施設の応急復旧…………… 334	5 下水道施設の応急復旧…………… 339		
第4 災害廃棄物・防疫・障害物の除去…………… 336	第4 災害廃棄物・防疫・障害物の除去…………… 341		
1 災害廃棄物の処理…………… 337	1 災害廃棄物の処理…………… 342		
2 防疫…………… 340	2 防疫…………… 345		
3 障害物の除去…………… 342	3 障害物の除去…………… 347		
第5 行方不明者等の捜索…………… 344	第5 行方不明者等の捜索…………… 349		
1 行方不明者等の捜索…………… 345	1 行方不明者等の捜索…………… 350		
2 遺体の処理…………… 345	2 遺体の処理…………… 350		
3 遺体の火葬…………… 346	3 遺体の火葬…………… 351		
第4章 災害復旧・復興対策計画	第4章 災害復旧・復興対策計画		
第1節 被災者の生活の安定化…………… 348	第1節 被災者の生活の安定化…………… 353		
第1 義援金の募集及び配分…………… 348	第1 義援金の募集及び配分…………… 353		
1 義援金の募集及び受付…………… 349	1 義援金の募集及び受付…………… 354		
2 委員会の設置…………… 349	2 委員会の設置…………… 354		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
3 義援金の保管…………… 349	3 義援金の保管…………… 354	ix	県予算書上の名称である「母子・父子・寡婦福祉資金」と統一（青少年家庭課）
4 義援金の配分…………… 349	4 義援金の配分…………… 355		
第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付…………… 351	第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付…………… 356		
1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付…………… 352	1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付…………… 357		
2 災害見舞金の支給…………… 354	2 災害見舞金の支給…………… 359		
3 生活福祉資金の貸付…………… 354	3 生活福祉資金の貸付…………… 359		
4 母子_父子_寡婦福祉資金の貸付…………… 356	4 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付…………… 360		
5 農林漁業復旧資金…………… 356	5 農林漁業復旧資金…………… 360		
6 中小企業復興資金…………… 358	6 中小企業復興資金…………… 362		
7 住宅復興資金…………… 359	7 住宅復興資金…………… 363		
第3 租税及び公共料金等の特例措置…………… 360	第3 租税及び公共料金等の特例措置…………… 365		
1 国税等の徴収猶予及び減免の措置…………… 360	1 国税等の徴収猶予及び減免の措置…………… 365		
2 その他公共料金の特例措置…………… 361	2 その他公共料金の特例措置…………… 366		
第4 雇用対策…………… 362	第4 雇用対策…………… 368		
1 離職者への措置…………… 363	1 離職者への措置…………… 369		
2 雇用保険の失業給付に関する特例措置…………… 363	2 雇用保険の失業給付に関する特例措置…………… 369		
3 被災事業主に関する措置…………… 363	3 被災事業主に関する措置…………… 369		
第5 住宅建設の促進…………… 365	第5 住宅建設の促進…………… 371		
1 建設計画の作成…………… 365	1 建設計画の作成…………… 371		
2 事業の実施…………… 366	2 事業の実施…………… 372		
3 入居者の選定…………… 366	3 入居者の選定…………… 372		
第6 被災者生活再建支援法の適用…………… 367	第6 被災者生活再建支援法の適用…………… 373		
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 368	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 374		
2 支援法の適用基準…………… 368	2 支援法の適用基準…………… 374		
3 支援法の適用手続…………… 369	3 支援法の適用手続…………… 375		
4 支援金の支給額…………… 370	4 支援金の支給額…………… 376		
5 支援金支給申請手続…………… 370	5 支援金支給申請手続…………… 376		
6 支援金の支給…………… 371	6 支援金の支給…………… 377		
第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給…………… 373	第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給…………… 378		
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 374	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 379		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
2 補助事業の適用基準…………… 374	2 補助事業の適用基準…………… 379		
3 補助事業の適用手続…………… 374	3 補助事業の適用手続…………… 379		
4 支援金の支給額…………… 375	4 支援金の支給額…………… 380		
5 支援金支給申請手続…………… 376	5 支援金支給申請手続…………… 381		
6 支援金の支給…………… 376	6 支援金の支給…………… 381		
7 市町村への補助…………… 376	7 市町村への補助…………… 381		
第2節 被災施設の復旧…………… 377	第2節 被災施設の復旧…………… 382		
1 災害復旧事業計画の作成…………… 378	1 災害復旧事業計画の作成…………… 383		
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成…………… 378	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成…………… 383		
3 災害復旧事業の実施…………… 379	3 災害復旧事業の実施…………… 384		
4 解体、がれき処理…………… 380	4 解体、がれき処理…………… 385		
第3節 激甚災害の指定…………… 381	第3節 激甚災害の指定…………… 386		
1 災害調査…………… 381	1 災害調査…………… 386		
2 激甚災害指定の手続…………… 384	2 激甚災害指定の手続…………… 389		
第4節 復興計画の作成…………… 385	第4節 復興計画の作成…………… 390		
1 事前復興対策の実施…………… 386	1 復興事前準備の実施…………… 391	x	令和7年度防災基本計画に、事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進が明記されたため。（都市計画課）
2 復興対策本部の設置…………… 386	2 復興対策本部の設置…………… 391		
3 復興方針・計画の策定…………… 387	3 復興方針・計画の策定…………… 392		
4 復興事業の実施…………… 387	4 復興事業の実施…………… 392		
付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画	付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画		
第1章 総則…………… 389	第1章 総則…………… 395		
第1節 計画作成の趣旨…………… 389	第1節 計画作成の趣旨…………… 395		
第2節 計画作成の基本方針…………… 389	第2節 計画作成の基本方針…………… 395		
第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱…………… 391	第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱…………… 397		
第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置…………… 398	第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置…………… 404		
第1節 東海地震注意情報等の伝達…………… 398	第1節 東海地震注意情報等の伝達…………… 404		
第2節 警戒体制への準備…………… 398	第2節 警戒体制への準備…………… 404		
第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について…………… 398	第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について…………… 404		
第4章 警戒宣言発令時の対応措置…………… 401	第4章 警戒宣言発令時の対応措置…………… 407		
第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達…………… 401	第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達…………… 407		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第2節	警戒体制の確立…………… 403	第2節	警戒体制の確立…………… 409		
第3節	地震防災応急対策の実施…………… 412	第3節	地震防災応急対策の実施…………… 418		
第4節	住民等のとるべき措置…………… 434	第4節	住民等のとるべき措置…………… 440		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第1章 総則 第2節 茨城県の防災環境 第2 社会環境の特性 4 広域交通ネットワークの整備 茨城県内の広域交通ネットワークは、<u>県内を</u> <u>南北に貫く常磐自動車道、国道6号をはじめ</u>、<u>、</u> <u>東西に連絡する北関東自動車</u> <u>道や国道50号、千葉県から鹿行地域を経由し水戸に至る国道51号、</u> <u>県西地域を</u> <u>南北に貫く新4号国道等</u> <u>により形成されている。</u> また、本県における高速道路網の完成に向け、<u>首都圏中央連絡</u> <u>自動車道や</u>東関東自動車道水戸線の整備が進められている。 鉄道は、南北の幹線となる常磐線を軸に、各地域で県民の広域 的な移動手段の確保が図られており、つくばエクスプレスの東京 及び土浦への延伸をはじめ、地下鉄8号線、ひたちなか海浜鉄道 <u>への延伸が期待されている。</u> 港湾については、茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港 区）、鹿島港の2つの重要港湾が供用されているほか、空港につ いては、茨城空港が平成22年3月に開港し、国内線では札幌間、 神戸間、福岡間、那覇間、国際線では中国上海間、<u>西安間、</u>台湾 台北間<u>の7路線が就航している。</u> （略）	第1章 総則 第2節 茨城県の防災環境 第2 社会環境の特性 4 広域交通ネットワークの整備 茨城県内の広域交通ネットワークは、<u>東京都心から県南、県央、</u> <u>県北地域を</u>南北に貫く常磐自動車道、国道6号をはじめ<u>とし、北</u> <u>関東の主要都市と県西、県央地域を</u>東西に連絡する北関東自動車 道や国道50号、千葉県から鹿行地域を経由し水戸に至る国道51号、 <u>県西、県南地域を横断する首都圏中央連絡自動車道、</u>県西地域を 南北に貫く<u>国道4号を骨格として、その他の国道、県道、市町村</u> <u>道により形成されている。</u> また、本県における高速道路網の完成に向け、<u>、</u> <u>東関東自動車道水戸線の整備が進められている。</u> 鉄道は、南北の幹線となる常磐線を軸に、各地域で県民の広域 的な移動手段の確保が図られており、つくばエクスプレスの東京 及び土浦への延伸をはじめ、地下鉄8号線、ひたちなか海浜鉄道 <u>への延伸が期待されている。</u> 港湾については、茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港 区）、鹿島港の2つの重要港湾が供用されているほか、空港につ いては、茨城空港が平成22年3月に開港し、国内線では札幌間、 神戸間、福岡間、那覇間、国際線では中国上海間、<u>台湾</u> 台北間、<u>韓国清州間</u>の7路線が就航している。 （略）	5	風水害等編との表現統一（監理課） 記載の一部修正（交通政策課） 就航路線の時点修正（空港対策課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前						改定後						R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第3節 茨城県の地震被害												7	地震において、震央の位置とマグニチュードが誤っている（気象庁） 北緯・東経などに不整合があるため（水戸地方気象台） 誤記修正（龍ヶ崎市）
第1 地震災害の歴史													
1 地震災害の歴史													
[明治以後の地震]													
発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要	発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要		
西暦	日本暦	北緯	東経			西暦	日本暦	北緯	東経				
1895. 1. 18	明治28. 1. 18	36° 1′	140° 4′	7. 2	霞ヶ浦付近の地震。 局部的被害はそれほど大きいとはいえないが被災範囲が広い。特に被害の大きかったのは茨城県の鹿島・新治・那珂・行方各郡と水戸で、東京の下町にもかなりの被害があった。	1895. 1. 18	明治28. 1. 18	36° 1′	140° 4′	7. 2	霞ヶ浦付近の地震。 局部的被害はそれほど大きいとはいえないが被災範囲が広い。特に被害の大きかったのは茨城県の鹿島・新治・那珂・行方各郡と水戸で、東京の下町にもかなりの被害があった。		
1896. 1. 9	明治29. 1. 9	36° 30′	141° ー′	7. 3	鹿島灘の地震。 水戸付近から久慈・那珂両川の沿岸地方で家屋・土蔵の小破あり。また猪苗代湖でも小被害があった。弱い津波あり（周期8分）。	1896. 1. 9	明治29. 1. 9	36° 30′	141° ー′	7. 3	鹿島灘の地震。 水戸付近から久慈・那珂両川の沿岸地方で家屋・土蔵の小破あり。また猪苗代湖でも小被害があった。弱い津波あり（周期8分）。		
1897. 1. 17	明治30. 1. 17	36° 2′	139° 9′	5. 6	利根川中流域の地震。 利根川流域で障壁に多少の亀裂を生じた。とくに結城郡宗道寺村では、土蔵壁に亀裂が生じた。茨城県南西部で震度大。	1897. 1. 17	明治30. 1. 17	36° 2′	139° 9′	5. 6	利根川中流域の地震。 利根川流域で障壁に多少の亀裂を生じた。とくに結城郡宗道寺村では、土蔵壁に亀裂が生じた。茨城県南西部で震度大。		
1921. 12. 8	大正10. 12. 8	36° 0′	140° 2′	7. 0	茨城県龍ヶ崎付近の地震。 千葉県印旛沼で土蔵破損数ヶ所。道路に亀裂を生ず。茨城県龍ヶ崎で墓石多く倒れ、田畑・道路に亀裂。また、栃木県芳賀郡で石塀潰れ、河内郡で壁や瓦の落下等があった。千葉・成田・東京でも微小被害があった。	1921. 12. 8	大正10. 12. 8	35° 58.4′	140° 10.7′	6.8	茨城県龍ヶ崎付近の地震。 千葉県印旛沼で土蔵破損数ヶ所。道路に亀裂を生ず。茨城県龍ヶ崎で墓石多く倒れ、田畑・道路に亀裂。また、栃木県芳賀郡で石塀潰れ、河内郡で壁や瓦の落下等があった。千葉・成田・東京でも微小被害があった。		
1922. 5. 9	大正11. 5. 9	36° 0′	140° 0′	6. 1	茨城県谷田部付近の地震。 土浦で電話線切断3、館野の高層気象台で壁に亀裂を生ず。	1922. 5. 9	大正11. 5. 9	36° 00.8′	140° 05.1′	6. 1	茨城県谷田部付近の地震。 土浦で電話線切断3、館野の高層気象台で壁に亀裂を生ず。		
1923. 1. 14	大正12. 1. 14	36° 1′	139° 9′	6. 1	水海道付近の地震。 東京で傷1、家屋小破数軒。	1923. 1. 14	大正12. 1. 14	36° 04.7′	140° 03.2′	6. 0	水海道付近の地震。 東京で傷1、家屋小破数軒。		
1923. 9. 1	大正12. 9. 1	35° 19′	139° 08′	7. 9	関東大地震。 全潰128,266。半潰126,233。焼失477,128。津波による流出868。死者99、331。負傷103,733。行方不明43,476。茨城県の被害は死者5名、負傷40名、全潰517、半潰681。	1923. 9. 1	大正12. 9. 1	35° 19.8′	139° 08.1′	7. 9	関東大地震。 全潰128,266。半潰126,233。焼失477,128。津波による流出868。死者99、331。負傷103,733。行方不明43,476。茨城県の被害は死者5名、負傷40名、全潰517、半潰681。		
1930. 6. 1	昭和 5. 6. 1	36° 26′	140° 32′	6. 5	那珂川下流域の地震。 水戸（煉瓦塀倒る）、久慈（崖くずれ1、倉庫傾斜1、煙突倒壊1）、鉾田（石垣崩る）、石岡（土蔵に亀裂）、真壁・土浦（壁の剥落）、宇都宮（神社の灯籠の頭が落ちた）等の被害があった。	1930. 6. 1	昭和 5. 6. 1	36° 25.5′	140° 32.2′	6. 5	那珂川下流域の地震。 水戸（煉瓦塀倒る）、久慈（崖くずれ1、倉庫傾斜1、煙突倒壊1）、鉾田（石垣崩る）、石岡（土蔵に亀裂）、真壁・土浦（壁の剥落）、宇都宮（神社の灯籠の頭が落ちた）等の被害があった。		
1931. 9. 21	昭和 6. 9. 21	36° 10′	139° 15′	6. 9	埼玉県中部の地震。 笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害が大きい。茨城県の被害は負傷1、非住	1931. 9. 21	昭和 6. 9. 21	36° 09.5′	139° 14.8′	6. 9	埼玉県中部の地震。 笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害が大きい。茨城県の被害は負傷1、非住		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前						改定後						R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
					家全潰2、半潰1、煙突倒壊1。						家全潰2、半潰1、煙突倒壊1。	9	誤記修正（龍ヶ崎市） 現状に適した説明とするため（水戸地方気象台）
1938. 5. 23	昭和13. 5. 23	36° 34′	141° 19′	7. 0	塩屋崎沖の地震。 被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・白河・会津若松付近にあった。とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く、煉瓦煙突の折損、壁落、壁や道路の亀裂があった。茨城県では煙突5本折損し、磯原で土蔵の倒壊1。小名浜に震後22分で小津波（全震幅83cm）が押し寄せた。	1938. 5. 23	昭和13. 5. 23	36° 34. 4′	141° 19. 4′	7. 0	塩屋崎沖の地震。 被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・白河・会津若松付近にあった。とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く、煉瓦煙突の折損、壁落、壁や道路の亀裂があった。茨城県では煙突5本折損し、磯原で土蔵の倒壊1。小名浜に震後22分で小津波（全震幅83cm）が押し寄せた。		
1938. 9. 22	昭和13. 9. 22	36° 27′	141° 03′	6. 5	鹿島灘の地震。 水戸は震度5、僅少被害。	1938. 9. 22	昭和13. 9. 22	36° 26. 6′	141° 03. 4′	6. 5	鹿島灘の地震。 水戸は震度5、僅少被害。		
1938. 11. 5	昭和13. 11. 5	36° 56′	141° 55′	7. 5	福島県東方沖の地震。 福島県で死1、傷9、住家全潰4、半潰29、非住家全潰16、半潰42、その他小屋崩れ、道路の亀裂、鉄路の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも微小被害、津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測。	1938. 11. 5	昭和13. 11. 5	36° 55. 5′	141° 55. 1′	7. 5	福島県東方沖の地震。 福島県で死1、傷9、住家全潰4、半潰29、非住家全潰16、半潰42、その他小屋崩れ、道路の亀裂、鉄路の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも微小被害、津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測。		
1974. 8. 4	昭和49. 8. 4	36° 01′	139° 55′	5. 8	茨城県南西部の地震。 負傷者は埼玉8人、東京9人、千葉・茨城各1人、ショック死東京・茨城で各1名。震央付近で屋根瓦の落ちた家が10数軒あった。	1974. 8. 4	昭和49. 8. 4	36° 04. 3′	139° 53. 6′	5. 8	茨城県南西部の地震。 負傷者は埼玉8人、東京9人、千葉・茨城各1人、ショック死東京・茨城で各1名。震央付近で屋根瓦の落ちた家が10数軒あった。		
1983. 2. 27	昭和58. 2. 27	35° 56′	140° 09′	6. 0	茨城県南部の地震。 傷11人（東京8人、神奈川2人、千葉1人）。 藤代・取手・牛久・船橋等でガス管の破損等の被害。藤代町で壁の亀裂、剥落あり。	1983. 2. 27	昭和58. 2. 27	35° 56. 4′	140° 09. 1′	6. 0	茨城県南部の地震。 傷11人（東京8人、神奈川2人、千葉1人）。 藤代・取手・牛久・船橋等でガス管の破損等の被害。藤代町で壁の亀裂、剥落あり。		
1987. 12. 17	昭和62. 12. 17	35° 23′	140° 30′	6. 7	千葉県東方沖の地震。 銚子、勝浦、千葉で震度5であった。被害のとくに大きかったのは山武郡、長生郡、市原市など。 千葉県で死者2人、負傷者144人、住家全壊16、半壊102、一部破損71, 212。茨城県で負傷者4、住家一部破損1, 259。	1987. 12. 17	昭和62. 12. 17	35° 22. 5′	140° 29. 6′	6. 7	千葉県東方沖の地震。 銚子、勝浦、千葉で震度5であった。被害のとくに大きかったのは山武郡、長生郡、市原市など。 千葉県で死者2人、負傷者144人、住家全壊16、半壊102、一部破損71, 212。茨城県で負傷者4、住家一部破損1, 259。		
2000. 7. 21	平成12. 7. 21	36° 32′	141° 07′	6. 4	茨城県沖の地震。 那珂町で住家一部破損2棟、阿見町で断水等の小被害。	2000. 7. 21	平成12. 7. 21	36° 31. 7′	141° 07. 1′	6. 4	茨城県沖の地震。 那珂町で住家一部破損2棟、阿見町で断水等の小被害。		
2004. 10. 6	平成16. 10. 6	35° 59′	140° 05′	5. 7	つくば市・関城町で震度5弱を記録。人的・物的被害は無し。	2004. 10. 6	平成16. 10. 6	35° 59. 3′	140° 05. 3′	5. 7	つくば市・関城町で震度5弱を記録。人的・物的被害は無し。		
2005. 2. 16	平成17. 2. 16	36° 02′	139° 53′	5. 3	石岡市・牛久市・つくば市で重傷者各1名、土浦市・総和町・利根町・藤代町で軽傷者各1名、龍ヶ崎市ではブロック塀が長さ10mにわたり倒壊。	2005. 2. 16	平成17. 2. 16	36° 02. 3′	139° 53. 3′	5. 3	石岡市・牛久市・つくば市で重傷者各1名、土浦市・総和町・利根町・藤代町で軽傷者各1名、龍ヶ崎市ではブロック塀が長さ10mにわたり倒壊。		
2005. 4. 11	平成17. 4. 11	35° 44′	140° 37′	6. 1	本県における震度5強は、 <u>震災階級改訂後</u> 初観測。人的・物的被害は無し。	2005. 4. 11	平成17. 4. 11	35° 43. 6′	140° 37. 2′	6. 1	<u>神栖市で震度5強を記録</u> 。本県における震度5強は、 <u>震度階級改定により震度が10段階となって以降</u> 初観測。人的・物的被害は無し。		
2005. 8. 16	平成17. 8. 16	38° 09′	142° 17′	7. 2	宮城県沖の地震。 日本原子力研究所東海研究所（J R R－4）が自動停止。人的・物的被害は無し。	2005. 8. 16	平成17. 8. 16	38° 08. 9′	142° 16. 6′	7. 2	宮城県沖の地震。 日本原子力研究所東海研究所（J R R－4）が自動停止。人的・物的被害は無し。		
2005. 10. 19	平成17. 10. 19	36° 23′	141° 03′	6. 3	鉾田市で軽傷者1名、物的被害無し。	2005. 10. 19	平成17. 10. 19	36° 22. 9′	141° 02. 5′	6. 3	鉾田市で軽傷者1名、物的被害無し。		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前						改定後						R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
2008. 5. 8	平成20. 5. 8	36° 13′	141° 36′	7. 0	水戸市で震度5弱を記録。常総市で軽傷者1名、下妻市で6棟、土浦市で1棟が住家一部破損。	2008. 5. 8	平成20. 5. 8	36° 13.6′	141° 36.4′	7. 0	水戸市で震度5弱を記録。常総市で軽傷者1名、下妻市で6棟、土浦市で1棟が住家一部破損。	現状に適した説明とするため（水戸地方気象台）	
2008. 7. 5	平成20. 7. 5	36° 38′	140° 57′	5. 2	日立市で震度5弱を記録。人的・物的被害は無し。	2008. 7. 5	平成20. 7. 5	36° 38.5′	140° 57.1′	5. 2	日立市で震度5弱を記録。人的・物的被害は無し。		
2011. 3. 11	平成23. 3. 11	36° 06′	142° 52′	9. 0	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震。 8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。 同日15: 15 に茨城県沖で最大余震(M7. 7)が発生し、鉾田市で6強、神栖市で6弱を観測。 人的被害：死者66名、行方不明者1名、重症34名、軽症680名 住家被害：全壊2,637棟、半壊25,054棟、一部損壊190,500棟 床上浸水33棟、床下浸水610棟（令和5年5月1日現在）	2011. 3. 11	平成23. 3. 11	38° 06.2′	142° 51.6′	9. 0	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震。 8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。 同日15時15分に茨城県沖を震源とする最大余震(M7. 6)が発生し、鉾田市で震度6強、神栖市で震度6弱を観測。 人的被害：死者66名、行方不明者1名、重症34名、軽症680名 住家被害：全壊2,637棟、半壊25,054棟、一部損壊190,500棟 床上浸水33棟、床下浸水610棟（令和5年5月1日現在）		
2011. 3. 23	平成23. 3. 23	37° 05′	140° 47′	5. 5	鉾田市で震度5弱を記録。	2011. 3. 23	平成23. 3. 23	37° 05.8′	140° 47.7′	5. 5	鉾田市で震度5弱を記録。		
2011. 3. 24	平成23. 3. 24	36° 10′	140° 02′	4. 8	鉾田市で震度5弱を記録。	2011. 3. 24	平成23. 3. 24	36° 10.6′	140° 02.5′	4. 8	鉾田市で震度5弱を記録。		
2011. 4. 11	平成23. 4. 11	36° 56′	140° 40′	7. 0	鉾田市で震度6弱、日立市、高萩市、北茨城市、小美玉市、筑西市、かすみがうら市、鉾田市で震度5強、水戸市、笠間市、ひたちなか市、茨城町、大子町、常陸大宮市、那珂市、城里町、土浦市、石岡市、つくば市、阿見町、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、常総市で震度5弱を記録。北茨城市、坂東市、牛久市、日立市で負傷者各1名。県沿岸部に津波警報発表。	2011. 4. 11	平成23. 4. 11	36° 56.7′	140° 40.3′	7. 0	鉾田市で震度6弱、日立市、高萩市、北茨城市、小美玉市、筑西市、かすみがうら市、鉾田市で震度5強、水戸市、笠間市、ひたちなか市、茨城町、大子町、常陸大宮市、那珂市、城里町、土浦市、石岡市、つくば市、阿見町、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、常総市で震度5弱を記録。北茨城市、坂東市、牛久市、日立市で負傷者各1名。県沿岸部に津波警報発表。		
2011. 4. 12	平成23. 4. 12	37° 03′	140° 38′	6. 4	北茨城市で震度6弱、高萩市で震度5強、日立市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、鉾田市で震度5弱を記録。北茨城市で軽傷1名、物的被害無し。	2011. 4. 12	平成23. 4. 12	37° 03.1′	140° 38.6′	6. 4	北茨城市で震度6弱、高萩市で震度5強、日立市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、鉾田市で震度5弱を記録。北茨城市で軽傷1名、物的被害無し。		
2011. 4. 13	平成23. 4. 13	36° 54′	140° 42′	5. 7	北茨城市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。	2011. 4. 13	平成23. 4. 13	36° 54.9′	140° 42.4′	5. 7	北茨城市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。		
2011. 4. 16	平成23. 4. 16	36° 20′	139° 56′	5. 9	鉾田市で震度5強を、笠間市、常陸大宮市、桜川市で震度5弱を記録。笠間市、かすみがうら市で軽傷者各1名。	2011. 4. 16	平成23. 4. 16	36° 20.4′	139° 56.7′	5. 9	鉾田市で震度5強を、笠間市、常陸大宮市、桜川市で震度5弱を記録。笠間市、かすみがうら市で軽傷者各1名。		
2011. 8. 1	平成23. 8. 1	36° 54′	141° 13′	6. 5	日立市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、筑西市、桜川市で軽傷者各1名、物的被害無し。	2011. 7. 31	平成23. 7. 31	36° 54.1′	141° 13.2′	6. 5	日立市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、筑西市、桜川市で軽傷者各1名、物的被害無し。		
2011. 8. 19	平成23. 8. 19	37° 38′	141° 47′	6. 5	日立市で震度4を記録。日立市で軽傷者1名。	2011. 8. 19	平成23. 8. 19	37° 38.9′	141° 47.8′	6. 5	日立市で震度4を記録。日立市で軽傷者1名。		
2011. 11. 20	平成23. 11. 20	36° 42′	140° 35′	5. 3	日立市で震度5強、高萩市で震度5弱を記録。日立市で軽傷者1名、物的被害無し。	2011. 11. 20	平成23. 11. 20	36° 42.6′	140° 35.2′	5. 3	日立市で震度5強、高萩市で震度5弱を記録。日立市で軽傷者1名、物的被害無し。		
2012. 2. 19	平成24. 2. 19	36° 45′	140° 35′	5. 2	日立市で震度5弱を記録。つくばみらい市で軽傷1名、物的被害無し。	2012. 2. 19	平成24. 2. 19	36° 45.0′	140° 35.3′	5. 2	日立市で震度5弱を記録。つくばみらい市で軽傷1名、物的被害無し。		
2012. 3. 1	平成24. 3. 1	36° 26′	140° 37′	5. 3	東海村で震度5弱を記録。日立市で負傷者1名、物的被害無し。	2012. 3. 1	平成24. 3. 1	36° 26.3′	140° 37.5′	5. 3	東海村で震度5弱を記録。日立市で負傷者1名、物的被害無し。		
2012. 3. 10	平成24. 3. 10	36° 43′	140° 36′	5. 4	高萩市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。	2012. 3. 10	平成24. 3. 10	36° 43.0′	140° 36.7′	5. 4	高萩市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。		
2012. 3. 14	平成24. 3. 14	35° 44′	140° 55′	6. 1	神栖市で震度5強、日立市で震度5弱	2012. 3. 14	平成24. 3. 14	35° 44.8′	140° 55.9′	6. 1	神栖市で震度5強、日立市で震度5弱		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前						改定後						R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
					を記録。人的・物的被害無し。						を記録。人的・物的被害無し。		
2012. 12. 7	平成24. 12. 7	38° 01′	143° 52′	7. 3	常陸太田市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市で重傷1名、土浦市で軽傷1名、桜川市で非住家被害3棟。県沿岸部に津波注意報発表	2012. 12. 7	平成24. 12. 7	38° 01. 1′	143° 52. 0′	7. 3	常陸太田市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市で重傷1名、土浦市で軽傷1名、桜川市で非住家被害3棟。県沿岸部に津波注意報発表		
2013. 1. 28	平成25. 1. 28	36° 34′	140° 33′	4. 8	水戸市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。	2013. 1. 28	平成25. 1. 28	36° 34. 2′	140° 33. 6′	4. 8	水戸市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。		
2013. 1. 31	平成25. 1. 31	36° 42′	140° 36′	4. 7	日立市で震度5弱を記録。日立市で負傷者1名、物的被害無し。	2013. 1. 31	平成25. 1. 31	36° 42. 1′	140° 36. 2′	4. 7	日立市で震度5弱を記録。日立市で負傷者1名、物的被害無し。		
2013. 9. 20	平成25. 9. 20	37° 03′	140° 41′	5. 9	高萩市、鉾田市で5弱を記録。人的・物的被害無し。	2013. 9. 20	平成25. 9. 20	37° 03. 0′	140° 41. 7′	5. 9	高萩市、鉾田市で5弱を記録。人的・物的被害無し。		
2013. 11. 10	平成25. 11. 10	36° 00′	140° 05′	5. 5	筑西市で5弱を記録。人的・物的被害無し。	2013. 11. 10	平成25. 11. 10	36° 00. 1′	140° 05. 0′	5. 5	筑西市で5弱を記録。人的・物的被害無し。		
2013. 12. 31	平成25. 12. 31	36° 41′	140° 37′	5. 4	高萩市で5弱を記録。人的・物的被害無し。	2013. 12. 31	平成25. 12. 31	36° 41. 4′	140° 37. 7′	5. 4	高萩市で5弱を記録。人的・物的被害無し。		
2015. 5. 25	平成27. 5. 25	36° 03′	139° 38′	5. 5	土浦市で5弱を記録。人的・物的被害無し。	2015. 5. 25	平成27. 5. 25	36° 03. 2′	139° 38. 3′	5. 5	土浦市で5弱を記録。人的・物的被害無し。		
2016. 5. 16	平成28. 5. <u>16</u>	36° 02′	139° 53′	5. 5	小美玉市で震度5弱を記録。つくば市で軽傷1名、物的被害無し。	2016. 5. 16	平成28. 5. <u>16</u>	36° 02. 0′	139° 53. 2′	5. 5	小美玉市で震度5弱を記録。つくば市で軽傷1名、物的被害無し。		
2016. 7. 27	平成28. 7. 27	36° 27′	140° 36′	5. 4	日立市、常陸太田市で震度5弱を記録。人的・物的被害は無し。	2016. 7. 27	平成28. 7. 27	36° 27. 0′	140° 36. 8′	5. 4	日立市、常陸太田市で震度5弱を記録。人的・物的被害は無し。		
2016. 11. 22	平成28. 11. 22	37° 21′	141° 36′	7. 4	高萩市で震度5弱を記録。津波注意報発表。	2016. 11. 22	平成28. 11. 22	37° 21. 2′	141° 36. 2′	7. 4	高萩市で震度5弱を記録。津波注意報発表。		
2016. 11. 24	平成28. 11. 24	37° 10′	141° 25′	6. 2	高萩市で震度4を記録。水戸市で軽傷1名。	2016. 11. 24	平成28. 11. 24	37° 10. 4′	<u>141° 20. 7′</u>	6. 2	高萩市で震度4を記録。水戸市で軽傷1名。		
2016. 12. 28	平成28. 12. 28	36° 43′	140° 34′	6. 3	高萩市で震度6弱、日立市で5強、常陸太田市で5弱を記録。高萩市、北茨城市で軽傷者各1名、高萩市で住家一部損壊5棟。	2016. 12. 28	平成28. 12. 28	36° 43. 2′	140° 34. 4′	6. 3	高萩市で震度6弱、日立市で5強、常陸太田市で5弱を記録。高萩市、北茨城市で軽傷者各1名、高萩市で住家一部損壊5棟。		
2017. 8. 2	平成29. 8. 2	36° 48′	140° 32′	5. 5	水戸市などで震度4を記録。日立市で重傷1名、水戸市で軽傷1名、物的被害無し。	2017. 8. 2	平成29. 8. 2	36° 48. 2′	140° 32. 1′	5. 5	水戸市などで震度4を記録。日立市で重傷1名、水戸市で軽傷1名、物的被害無し。		
2017. 8. 2	平成29. 8. 2	36° 07′	140° 01′	4. 6	土浦市などで震度4を記録。美浦村で軽傷1名、物的被害無し。	2017. 8. 2	平成29. 8. 2	36° 07. 2′	140° 01. 3′	4. 6	土浦市などで震度4を記録。美浦村で軽傷1名、物的被害無し。		
2018. 9. 5	平成30. 9. 5	36° 28′	141° 20′	5. 5	日立市、高萩市で震度4を記録。人的被害なし。高萩市で住家一部損壊1棟。	2018. 9. 5	平成30. 9. 5	36° 28. 5′	141° 20. 2′	5. 5	日立市、高萩市で震度4を記録。人的被害なし。高萩市で住家一部損壊1棟。		
2020. 4. 12	令和2. 4. 12	36° 11′	139° 57′	5. 1	水戸市など15市町で震度4を記録。水戸市、つくば市で軽傷各1名、物的被害無し。	2020. 4. 12	令和2. 4. 12	36° 11. 9′	139° 57. 6′	5. 0	水戸市など15市町で震度4を記録。水戸市、つくば市で軽傷各1名、物的被害無し。		
2021. 2. 13	令和3. 2. 13	37° 43′	141° 41′	7. 3	日立市など10市町村で震度5弱を記録。土浦市で中等症1名、桜川市、龍ヶ崎市で軽傷各1名、物的被害無し。	2021. 2. 13	令和3. 2. 13	37° 43. 7′	141° 41. 9′	7. 3	日立市など10市町村で震度5弱を記録。土浦市で中等症1名、桜川市、龍ヶ崎市で軽傷各1名、物的被害無し。		
2021. 10. 7	令和3. 10. 7	35° 35′	140° 06′	5. 9	古河市など17市町で震度4を記録。つくば市で軽傷1名、物的被害無し。	2021. 10. 7	令和3. 10. 7	35° 35. 4′	140° 06. 2′	5. 9	古河市など17市町で震度4を記録。つくば市で軽傷1名、物的被害無し。		
2021. 11. 1	令和3. 11. 1	36° 27′	140° 36′	5. 3	水戸市など13市町村で震度4を記録。潮来市で軽傷1名、物的被害無し。	2021. 11. 1	令和3. 11. 1	36° 27. 6′	140° 36. 7′	5. 3	水戸市など13市町村で震度4を記録。潮来市で軽傷1名、物的被害無し。		
2022. 3. 16	令和4. 3. 16	37° 41′	141° 37′	7. 4	水戸市など15市町で震度5弱、古河市など28市町村で震度4、大洗町で震度3を記録。土浦市、ひたちなか市で重症2名、土浦市、常陸大宮市で中等症2名、土浦市、石岡市、筑西市で軽傷4名、物的被害無し。	2022. 3. 16	令和4. 3. 16	37° 41. 8′	141° 37. 3′	7. 4	水戸市など15市町で震度5弱、古河市など28市町村で震度4、大洗町で震度3を記録。土浦市、ひたちなか市で重症2名、土浦市、常陸大宮市で中等症2名、土浦市、石岡市、筑西市で軽傷4名、物的被害無し。		
2022. 4. 19	令和4. 4. 19	36° 09′	140° 03′	5. 4	城里町で震度5弱、水戸市など10市町村で震度4、高萩市など20市町村で震	2022. 4. 19	令和4. 4. 19	<u>36° 52. 6′</u>	<u>140° 20. 8′</u>	5. 4	城里町で震度5弱、水戸市など10市町村で震度4、高萩市など20市町村で震		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前						改定後						R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
					度3を記録。人的・物的被害無し。						度3を記録。人的・物的被害無し。		
2022. 5. 5	令和4. 5. 5	36° 02′	139° 08′	4. 8	筑西市で震度4を記録。人的・物的被害無し。	2022. 5. 5	令和4. 5. 5	<u>36° 08. 4′</u>	<u>139° 50. 6′</u>	4. 8	筑西市で震度4を記録。人的・物的被害無し。		
2022. 5. 29	令和4. 5. 29	36° 02′	140° 09′	5. 4	ひたちなか市など4市村で震度4を記録。人的・物的被害無し。	2022. 5. 29	令和4. 5. 29	<u>36° 14. 8′</u>	<u>140° 58. 5′</u>	<u>5. 3</u>	ひたちなか市など4市村で震度4を記録。人的・物的被害無し。		
2022. 11. 9	令和4. 11. 9	36° 02′	140° 00′	4. 9	城里町で震度5強、笠間市など4市で震度4、水戸市など27市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。	2022. 11. 9	令和4. 11. 9	<u>36° 11. 1′</u>	<u>140° 01. 6′</u>	4. 9	城里町で震度5強、笠間市など4市で震度4、水戸市など27市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。		
2023. 3. 24	令和5. 3. 24	36° 04′	140° 03′	4. 7	日立市など3市で震度4を記録。人的・物的被害無し。	2023. 3. 24	令和5. 3. 24	<u>36° 25. 1′</u>	<u>140° 18. 3′</u>	4. 7	日立市など3市で震度4を記録。人的・物的被害無し。		
2023. 5. 26	令和5. 5. 26	35° 06′	140° 07′	6. 2	神栖市で震度5弱、鹿嶋市など9市町で震度4、土浦市など29市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。	2023. 5. 26	令和5. 5. 26	<u>35° 38. 4′</u>	<u>140° 40. 3′</u>	6. 2	神栖市で震度5弱、鹿嶋市など9市町で震度4、土浦市など29市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。		
2023. 7. 22	令和5. 7. 22	36° 05′	140° 08′	4. 8	水戸市など7市町村で震度4を記録。人的・物的被害無し。	2023. 7. 22	令和5. 7. 22	<u>36° 26. 4′</u>	<u>140° 41. 3′</u>	4. 8	水戸市など7市町村で震度4を記録。人的・物的被害無し。		
2024. 3. 15	令和6. 3. 15	37° 01′	141° 02′	5. 8	北茨城市で震度4を記録。人的・物的被害無し。	2024. 3. 15	令和6. 3. 15	<u>37° 04. 3′</u>	<u>141° 09. 8′</u>	5. 8	北茨城市で震度4を記録。人的・物的被害無し。		
2024. 3. 21	令和6. 3. 21	36° 01′	139° 09′	5. 3	笠間市など11市町で震度4を記録。人的・物的被害無し。	2024. 3. 21	令和6. 3. 21	<u>36° 02. 9′</u>	<u>139° 53. 2′</u>	5. 3	笠間市など11市町で震度4を記録。人的・物的被害無し。		
2024. 4. 24	令和6. 4. 24	36° 05′	140° 06′	5. 0	水戸市など7市町で震度4を記録。人的・物的被害無し。	2024. 4. 24	令和6. 4. 24	<u>36° 26. 9′</u>	<u>140° 36. 9′</u>	<u>5. 1</u>	水戸市など7市町で震度4を記録。人的・物的被害無し。		
2024. 8. 19	令和6. 8. 19	36° 07′	140° 06′	4. 7	日立市、高萩市で震度4を記録。人的・物的被害無し。	2024. 8. 19	令和6. 8. 19	<u>36° 43. 4′</u>	<u>140° 37. 5′</u>	<u>4. 8</u>	日立市、高萩市で震度4を記録。人的・物的被害無し。		
2024. 8. 19	令和6. 8. 19	36° 07′	140° 06′	5. 1	日立市で震度5弱。高萩市で震度4を記録。人的・物的被害無し。	2024. 8. 19	令和6. 8. 19	<u>36° 43. 0′</u>	<u>140° 37. 2′</u>	5. 1	日立市で震度5弱。高萩市で震度4を記録。人的・物的被害無し。		
第4節 各機関の業務の大綱						第4節 各機関の業務の大綱						17	管区行政評価局等が指定 地方行政機関に指定 されたため（関東管区 行政評価局（茨城行政 監視行政相談センタ ー））
第3 指定地方行政機関						第3 指定地方行政機関							
関東管区警察局						関東管区警察局							
1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に 関すること。						1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に 関すること。							
2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。						2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。							
3 管区内防災関係機関との連携に関すること。						3 管区内防災関係機関との連携に関すること。							
4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報 告連絡に関すること。						4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報 告連絡に関すること。							

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
5 警察通信の確保及び統制に関すること。 6 津波、火山警報等の伝達に関すること。 _____ _____ _____ _____ 関東総合通信局 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること （略）	5 警察通信の確保及び統制に関すること。 6 津波、火山警報等の伝達に関すること。 <u>関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター）</u> <u>1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</u> <u>3 特別行政相談所の開設に関すること。</u> 関東総合通信局 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること （略）		
関東地方測量部 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供 _____ 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 _____ _____ 3 地殻変動の監視 _____ <u>4 _____</u>	関東地方測量部 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供 <u>に関すること。</u> 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 <u>に関すること。</u> 3 地殻変動の監視 <u>に関すること。</u> <u>4 災害教訓の伝承に関すること。</u>	19	別ページに記載ある「災害教訓の伝承」を追加（関東地方測量部）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第5 指定公共機関 日本原子力発電株式会社（ <u>東海発電所</u> ） 放射線災害の防止及び応急対策等に関する事。	第5 指定公共機関 日本原子力発電株式会社（ <u>東海発電所・東海第二発電所</u> ） 放射線災害の防止及び応急対策等に関する事。	21	茨城県地域防災計画記載の名称を統一（日本原子力発電株式会社）
<u>東日本電信電話</u> 株式会社（茨城支店） 1 電気通信施設の整備及び点検に関する事。 2 災害時における緊急電話の取扱いに関する事。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。	<u>N T T 東日本</u> 株式会社（茨城支店） 1 電気通信施設の整備及び点検に関する事。 2 災害時における緊急電話の取扱いに関する事。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。	21	社名変更に伴う修正（N T T 東日本株式会社）
東京ガス株式会社（ <u>日立L N G基地</u> ）、東京ガスネットワーク株式会社（ <u>茨城支社</u> ） 1 ガス施設の安全、保全に関する事。 2 災害時におけるガスの供給に関する事。 3 ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事。	東京ガス株式会社（ <u>茨城支社</u> 、 <u>日立L N G基地</u> ）、東京ガスネットワーク株式会社 1 ガス施設の安全、保全に関する事。 2 災害時におけるガスの供給に関する事。 3 ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事。	21	組織改正のため（東京ガス株式会社 茨城支社）
第6 指定地方公共機関 ガス事業者（東部ガス株式会社、 <u>東日本ガス株式会社</u> ） 1 ガス施設の安全、保全に関する事。 2 災害時におけるガスの供給に関する事。 3 ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事。	第6 指定地方公共機関 ガス事業者（東部ガス株式会社、 <u>株式会社エナジー宇宙</u> ） 1 ガス施設の安全、保全に関する事。 2 災害時におけるガスの供給に関する事。 3 ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事。	22	グループ会社合併・分社化による社名変更（株式会社エナジー宇宙）

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第2章 災害予防計画 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 第2 相互応援体制の整備 ■基本事項 2 留意点 (1) 他機関との連携体制の事前整備 (略) (2) 広域的な相互応援体制の整備 (略) (3) 実効性の確保 相互応援体制や連携体制の確保に当たっては、 _____ _____ _____実効性の確保が必要である。 _____	第2章 災害予防計画 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 第2 相互応援体制の整備 ■基本事項 2 留意点 (1) 他機関との連携体制の事前整備 (略) (2) 広域的な相互応援体制の整備 (略) (3) 実効性の確保 相互応援体制や連携体制の確保に当たっては、<u>災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、</u>実効性の確保が必要である。 <u>また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進を図ることが必要である。</u>	31	平成30年6月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当） 令和2年5月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当）
■対策 1 応援要請・受入体制の整備 (1) 都道府県間の相互応援 【県（防災・危機管理部）】 1) 協定の締結 県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ隣接都県をはじめ広範囲の都道府県との応援協定の締結を推進する。 現在、県は、全国都道府県間での応援協定を締結している他、東京都、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、	■対策 1 応援要請・受入体制の整備 (1) 都道府県間の相互応援 【県（防災・危機管理部）】 1) 協定の締結 県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ隣接都県をはじめ広範囲の都道府県との応援協定の締結を推進する。 現在、県は、全国都道府県間での応援協定を締結している他、東京都、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、	32	協定廃止に伴う変更 （防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
山梨県、静岡県及び長野県との間で「震災時等の相互応援に関する協定」を、<u>また福島県、栃木県、群馬県及び新潟県との間で「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」</u>を締結しており、要請手続、要請内容、経費負担等について取り決めを行っている。 2) 応援要請体制の整備 (略) 3) 応援受入体制の整備 県は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮系統の明確化及びマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など<u>の確保に配慮するものとする。</u> なお、平常時から協定を締結した都道府県との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。 (2) 市町村間の相互応援 (略) (3) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん (略) (4) 県における県内市町村の応援 (略) (5) 県と防災関係機関及び防災関係機関間の連携 (略) (6) 公共的団体等との協力体制の確立 (略)	山梨県、静岡県及び長野県との間で「震災時等の相互応援に関する協定」を <u>(削除)</u> 締結しており、要請手続、要請内容、経費負担等について取り決めを行っている。 2) 応援要請体制の整備 (略) 3) 応援受入体制の整備 県は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮系統の明確化及びマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など<u>宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> なお、平常時から協定を締結した都道府県との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。 (2) 市町村間の相互応援 (略) (3) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん (略) (4) 県における県内市町村の応援 (略) (5) 県と防災関係機関及び防災関係機関間の連携 (略) (6) 公共的団体等との協力体制の確立 (略)	32	令和6年6月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当）

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備 【県（防災・危機管理部）】 (1) 応援要請に対応するための体制整備 県は、被災都道府県より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障を来さないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災都道府県から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。 なお、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、日常より研修及び訓練の実施を行っておく。 (2) 県、指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣に対応するための資料整備 (略)	2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備 【県（防災・危機管理部）】 (1) 応援要請に対応するための体制整備 県は、被災都道府県より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障を来さないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災都道府県から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。 <u>派遣職員は、被災市町村に赴いた際、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u> なお、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、日常より研修及び訓練の実施を行っておく。 (2) 県、指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣に対応するための資料整備 (略)	34	令和2年5月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当）
第3 防災組織等の活動体制の整備 ■対策 1 自主防災組織の育成・連携 (1) 自主防災組織の整備 【県（防災・危機管理部）、市町村】 県及び市町村は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団と <u>これらの組織</u>との連携等を通	第3 防災組織等の活動体制の整備 ■対策 1 自主防災組織の育成・連携 (1) 自主防災組織の整備 【県（防災・危機管理部）、市町村】 県及び市町村は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団と <u>自主防災組織や防災士等の多様な主体</u>との連携等を通	37	多様な主体（自主防災組織・防災士等）との連携を踏まえた修正（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。 また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。 (後略) (2) 協力体制の整備 (略) (3) 自主防災組織への活動支援 (略) (4) リーダーの養成 (略)	じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。 また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。 (後略) (2) 協力体制の整備 (略) (3) 自主防災組織への活動支援 (略) (4) リーダーの養成 (略)		
3 ボランティア組織の育成・連携 (1) 災害ボランティアの定義 (略) (2) 一般ボランティアの担当窓口の設置 (略) (3) 「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立 (略) (4) 一般ボランティアの養成・登録 (略) (5) 災害ボランティア団体との連携 【県（県民生活環境部、防災・危機管理部、福祉部）、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】 県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、NPO、企業、大学等とのネットワーク化を進めるとともに、全国災害ボランティア支援団体ネットワークとの交流 <u>等により、災害時における協力体制を整備する。</u>	3 ボランティア組織の育成・連携 (1) 災害ボランティアの定義 (略) (2) 一般ボランティアの担当窓口の設置 (略) (3) 「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立 (略) (4) 一般ボランティアの養成・登録 (略) (5) 災害ボランティア団体との連携 【県（県民生活環境部、防災・危機管理部、福祉部）、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】 県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、NPO、企業、大学等とのネットワーク化を進めるとともに、全国災害ボランティア支援団体ネットワークとの交流や登録被災者援護協力団体との平時からの連携等により、災害時における協力体制を整備する。	41	防災基本計画の「(2)防災ボランティア活動の環境整備」に「・連携体制の強化」が追加さ

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
(中略) さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。 (6) 災害ボランティアの活動環境の整備 (略)	(中略) さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 <u>なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</u> (6) 災害ボランティアの活動環境の整備 (略)		れ、国（内閣府）の「登録被災者援護協力団体」との「平時からの連携」が明記されたため（福祉政策課）
第4 情報通信ネットワークの整備 ■基本事項 2 留意点 (1) 多様なネットワークの構築 (略) (2) 業務継続性の強化 (略) (3) 最新の情報通信関連技術の導入 被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、<u>最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u>	第4 情報通信ネットワークの整備 ■基本事項 2 留意点 (1) 多様なネットワークの構築 (略) (2) 業務継続性の強化 (略) (3) 最新の情報通信関連技術の導入 被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、<u>AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、最新の情報通信関連技術の導入に努め、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。</u> <u>また、デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備に留意する必要がある。</u>	45	令和3年5月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
■対策 1 情報通信設備の整備 (1) 県の情報通信設備 (略) (2) 市町村の情報通信設備 【市町村】 1) 市町村防災行政無線等 (略) 2) 消防無線 いばらき消防指令センター_____と茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で無線により直接、連絡調整を行える。 _____ _____ 3) 災害時の優先通信 (略) (3) 防災関係機関の情報通信設備 【防災関係機関】 各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。 1) 関東管区警察局 警察無線設備 2) 第三管区海上保安本部 海上保安庁通信設備 3) 気象庁 <u>気象通信設備</u>、防災情報提供システム（<u>専用回線・インターネット</u>） 4) 国土交通省関東地方整備局 国土交通省無線設備（多重回線） 5) 東京電力パワーグリッド（株）茨城総支社 東京電力通信設備 6) J R 東日本（株）水戸支社 鉄道通信設備	■対策 1 情報通信設備の整備 (1) 県の情報通信設備 (略) (2) 市町村の情報通信設備 【市町村】 1) 市町村防災行政無線等 (略) 2) 消防無線 いばらき消防指令センターで整備している消防指令システム及び無線設備と茨城県防災情報ネットワークシステムとの連携により、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で_____直接、連絡調整を行える。 <u>消防無線については、大規模災害時にも、迅速かつ確実に被害情報等を共有できる有用な設備であることから適切な整備及び維持管理に努める。</u> 3) 災害時の優先通信 (略) (3) 防災関係機関の情報通信設備 【防災関係機関】 各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。 1) 関東管区警察局 警察無線設備 2) 第三管区海上保安本部 海上保安庁通信設備 3) 気象庁 <u>気象情報伝送処理システム（専用線）</u>、防災情報提供システム（_____インターネット） 4) 国土交通省関東地方整備局 国土交通省無線設備（多重回線） 5) 東京電力パワーグリッド（株）茨城総支社 東京電力通信設備 6) J R 東日本（株）水戸支社 鉄道通信設備	46 47	組織とシステムが並列文書であったため、修正。また、消防無線の考え方を追記（いばらき消防指令センター） 現状のシステムと整合していないため（水戸地方气象台）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
7) 茨城交通（株） 茨城交通通信設備 これらの通信系統図については資料6-2「防災関係機関専用通信設備の通信連絡体制」参照のこと。 (4) 情報通信設備の耐震化 (略) (5) サーバの負荷分散 (略)	7) 茨城交通（株） 茨城交通通信設備 これらの通信系統図については資料6-2「防災関係機関専用通信設備の通信連絡体制」参照のこと。 (4) 情報通信設備の耐震化 (略) (5) サーバの負荷分散 (略)		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第2章 災害予防計画 第2節 地震に強いまちづくり 第1 防災まちづくりの推進 ■対策 2 防災空間の確保 （略） (1) 緑地保全地域・特別緑地保全地区の決定 （略） (2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路等の整備の推進 （略） (3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進 （略） (4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地<u>等</u>の整備の推進 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。 (5) 消防活動空間確保のための街路整備 （略）	第2章 災害予防計画 第2節 地震に強いまちづくり 第1 防災まちづくりの推進 ■対策 2 防災空間の確保 （略） (1) 緑地保全地域・特別緑地保全地区の決定 （略） (2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路等の整備の推進 （略） (3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進 （略） (4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地<u>等</u>の整備の推進 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。 (5) 消防活動空間確保のための街路整備 （略）	52	タイトルと本文の表現統一（監理課）
3 防災拠点の整備 (1) 県の防災活動拠点の整備及び指定 【県（防災・危機管理部、農林水産部、土木部）】 1) 防災基地の整備 （略） 2) 広域活動拠点（防災公園）の整備 （略） 3) 河川施設、下水道施設等を活用した防災活動拠点の整備 河川沿<u>線</u>の河川防災ステーション、<u>下水道処理場</u>敷地等を	3 防災拠点の整備 (1) 県の防災活動拠点の整備及び指定 【県（防災・危機管理部、農林水産部、土木部）】 1) 防災基地の整備 （略） 2) 広域活動拠点（防災公園）の整備 （略） 3) 河川施設、下水道施設等を活用した防災活動拠点の整備 河川沿<u>川</u>の河川防災ステーション、<u>下水処理場</u>敷地等を	53	誤植のため修正（監理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
活用して防災活動拠点を整備する。 4) 港湾・漁港における防災拠点等の整備 (略) 5) 道の駅における防災拠点等の整備 (略) 6) 後方支援拠点の指定 (略) 7) 物資拠点の指定 (略) (2) 市町村の防災活動拠点の整備 (略)	活用して防災活動拠点を整備する。 4) 港湾・漁港における防災拠点等の整備 (略) 5) 道の駅における防災拠点等の整備 (略) 6) 後方支援拠点の指定 (略) 7) 物資拠点の指定 (略) (2) 市町村の防災活動拠点の整備 (略)		
第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進 ■基本事項 2 留意点 (1) 耐震診断・耐震改修 (略) (2) 被災建築物等に係る危険度判定制度の充実 (略) (3) 地域特性との対応 (略) (4) 防災上重要な建築物の耐震化等 地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、災害対策全体に対して果たす役割が大きく、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。 また、地震時の停電に備え、	第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進 ■基本事項 2 留意点 (1) 耐震診断・耐震改修 (略) (2) 被災建築物等に係る危険度判定制度の充実 (略) (3) 地域特性との対応 (略) (4) 防災上重要な建築物の耐震化等 地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、災害対策全体に対して果たす役割が大きく、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。 また、地震時の停電に備え、<u>関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、重要施設の非常用電</u>	56	令和2年5月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
_____ 応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努めていく必要がある。	<u>源の設置状況等のリスト化</u>や応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努めていく必要がある。		
■対策 1 建築物の耐震化の推進 【県（土木部）、市町村】 (1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進 (略) (2) 応急危険度判定体制の充実 1) 判定士の養成 地震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う判定士を2,400人確保することを目標として計画的に養成する。 2) 動員体制の整備 (略) (3) 被災宅地危険度判定体制の充実 (略) (4) 建築物の落下物対策の推進 (略)	■対策 1 建築物の耐震化の推進 【県（土木部）、市町村】 (1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進 (略) (2) 応急危険度判定体制の充実 1) 判定士の養成 地震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う判定士を2,400人確保することを目標として計画的に養成する。 2) 動員体制の整備 (略) (3) 被災宅地危険度判定体制の充実 (略) (4) 建築物の落下物対策の推進 (略)	58	誤植のため修正（監理課）
第4 ライフライン施設の耐震化の推進 ■対策 2 電話施設の耐震化 【東日本電信電話株式会社（茨城支店）、KDDI株式会社】 (略)	第4 ライフライン施設の耐震化の推進 ■対策 2 電話施設の耐震化 【<u>NTT東日本</u>株式会社（茨城支店）、KDDI株式会社】 (略)	67	社名変更に伴う修正（NTT東日本株式会社）

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
3 都市ガス施設の耐震化 【東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、東部ガス株式会社、<u>東日本ガス株式会社</u>】 (1) 施設の現況 1) ガス製造施設 (略) 2) ガス供給施設 ①ガスホルダー (略) ②ガス導管 ア ガスホルダーは、製造設備と同様にガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、安全装置、遮断装置及び離隔距離等を考慮している。 イ 導管の材料としては、鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。 ウ 鋼管の接合方法は、大口径のものは<u>アーク溶接</u>とし、小口径のものは古くはねじ接合であったが、現在は可とう性に富んだ機械的接合<u>と</u> <u>_____</u>している。 (後略) 3) 通信施設 (略) 4) 巡視・点検 ガス製造施設及び供給施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安<u>規定</u>による自主検査を実施し設備の機能を定期的に確認するほか、地震発生時には必要に応じて特別点検を実施している。 (2) 予防計画 (中略) 1) 地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため<u>各</u>事業所	3 都市ガス施設の耐震化 【東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、東部ガス株式会社、<u>株式会社エナジー宇宙</u>】 (1) 施設の現況 1) ガス製造施設 (略) 2) ガス供給施設 ①ガスホルダー (略) ②ガス導管 ア ガスホルダーは、製造設備と同様にガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、安全装置、遮断装置及び離隔距離等を考慮している。 イ 導管の材料としては、鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。 ウ 鋼管の接合方法は、大口径のものは<u>_____</u>溶接<u>接合</u>とし、小口径のものは古くはねじ接合であったが、現在は可とう性に富んだ機械的接合<u>、またはポリエチレン管へと更新</u>している。 (後略) 3) 通信施設 (略) 4) 巡視・点検 ガス製造施設及び供給施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安<u>規程</u>による自主検査を実施し設備の機能を定期的に確認するほか、地震発生時には必要に応じて特別点検を実施している。 (2) 予防計画 (中略) 1) 地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため<u>_____</u>事業所	68 68 69 69	グループ会社合併・分社化による社名変更 (株式会社エナジー宇宙) 一部修正（東京ガス株式会社 茨城支社） 誤字修正（東京ガス株式会社 茨城支社） 一部修正（東京ガス株

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
_____に地震計を設置する。 （後略）	<u>や整圧器</u>に地震計を設置する。 （後略）		式会社 茨城支社）
5 下水道施設の耐震化 【県（土木部）、市町村】 (1) 既存施設の耐震化 県及び市町村は、被災した場合の影響度を考慮して、<u>処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。</u> （後略） (2) 新設施設の耐震化 （略）	5 下水道施設の耐震化 【県（土木部）、市町村】 (1) 既存施設の耐震化 県及び市町村は、被災した場合の影響度を考慮して、<u>下水処理場及び避難所等からの重要施設から下水処理場までの管路等について上下水道一体となった耐震化を図る。</u> （後略） (2) 新設施設の耐震化 （略）	70	防災基本計画に「上下水道一体での対応について記載されたため」（監理課）
第5 地盤災害防止対策の推進 ■対策 4 造成地災害防止対策の推進 【県（県民生活環境部、農林水産部、土木部）、市町村】 (1) 災害防止に関する指導、監督 造成地に発生する災害の防止は都市計画法<u>及び</u>建築基準法_____においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。 （後略） (2) 災害防止に関する指導基準 （略） (3) 大規模盛土造成地情報の公開 （略）	第5 地盤災害防止対策の推進 ■対策 4 造成地災害防止対策の推進 【県（県民生活環境部、農林水産部、土木部）、市町村】 (1) 災害防止に関する指導、監督 造成地に発生する災害の防止は都市計画法、_____建築基準法<u>及び森林法</u>においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。 （後略） (2) 災害防止に関する指導基準 （略） (3) 大規模盛土造成地情報の公開 （略）	74	防災基本計画に合わせた修正（林政課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第6 危険物等施設の安全確保 ■対策 3 毒劇物取扱施設の予防対策 (1) 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化 (略) (2) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実 (略) (3) 毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進 (略)	第6 危険物等施設の安全確保 ■対策 3 毒劇物取扱施設の予防対策 (1) 毒劇物____取扱施設に対する指導の強化 (略) (2) 毒劇物____取扱施設における保安体制の自己点検の充実 (略) (3) 毒劇物____取扱施設における耐震化の推進 (略)	79	誤りの修正（薬務課）
4 放射線使用施設の予防対策 【放射線使用施設の管理者、県（保健医療部）】 放射性同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏洩することにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。 県は、医療法第25条第1項に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に対し医療法施行規則「第4章診療用放射線の防護」の章の規定を遵守するよう、監視結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置を講じるよう指導する。	4 放射線使用施設の予防対策 【放射線使用施設の管理者、県（保健医療部）】 放射性同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏洩することにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。 県は、医療法第25条第1項に基づく立入検査を行い、放射線使用施設（医療機関）に対し医療法施行規則「第4章診療用放射線の防護」の章の規定を遵守するよう、検査結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置を講じるよう指導する。	80	医療法第25条第1項による検査は「医療監視」ではなく「立入検査」が正しいため修正。（保健政策課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第2章 災害予防計画 第3節 被害軽減への備え 第2 消火活動、救助・救急活動への備え ■対策 2 消防力の強化 【県（防災・危機管理部）、市町村、県消防協会】 地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、消防本部の消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。 (1) 消防本部の広域再編の推進 （略） (2) 署所の適正配置 （略） (3) 消防水利の確保 （略） (4) 消防車両・資機材の充実 （略） (5) 消防団の育成・強化 （略） (6) 広域応援体制の整備 （略） _____ _____ _____ _____	第2章 災害予防計画 第3節 被害軽減への備え 第2 消火活動、救助・救急活動への備え ■対策 2 消防力の強化 【県（防災・危機管理部）、市町村、県消防協会】 地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、消防本部の消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。 (1) 消防本部の広域再編の推進 （略） (2) 署所の適正配置 （略） (3) 消防水利の確保 （略） (4) 消防車両・資機材の充実 （略） (5) 消防団の育成・強化 （略） (6) 広域応援体制の整備 （略） <u>(7) 津波時の消防計画</u> <u>消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、都道府県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</u>	87	防災基本計画の修正に伴う修正。（消防安全課）

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元								
第3 医療救護活動への備え ■対策 2 後方医療施設の整備 【県（保健医療部）、病院】 (1) 災害拠点病院の整備 (略) (2) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定 (略) (3) 災害支援ナースの体制整備 (略) (4) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の体制整備 【県（福祉部）】 県は、地震等による大規模な災害の被災地で被災者への心のケア活動等を行うDPATの体制整備に努める。 (DPAT登録状況) <table><tr><td>機関名</td></tr><tr><td>茨城県立こころの医療センター（＊）</td></tr><tr><td>筑波大学附属病院（＊）</td></tr><tr><td>一般社団法人茨城県精神科病院協会</td></tr></table> ＊）上記2機関は先遣隊（ 48時間以内に被災地で活動可能なチーム）としても登録している。	機関名	茨城県立こころの医療センター（＊）	筑波大学附属病院（＊）	一般社団法人茨城県精神科病院協会	第3 医療救護活動への備え ■対策 2 後方医療施設の整備 【県（保健医療部）、病院】 (1) 災害拠点病院の整備 (略) (2) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定 (略) (3) 災害支援ナースの体制整備 (略) (4) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の体制整備 【県（福祉部）】 県は、地震等による大規模な災害の被災地で被災者への心のケア活動等を行うDPATの体制整備に努める。 (DPAT登録状況) <table><tr><td>機関名</td></tr><tr><td>茨城県立こころの医療センター（＊）</td></tr><tr><td>筑波大学附属病院（＊）</td></tr><tr><td>一般社団法人茨城県精神科病院協会</td></tr></table> ＊）上記2機関は日本DPAT（発災から概ね48時間以内に被災地で活動可能なチーム）としても登録している。	機関名	茨城県立こころの医療センター（＊）	筑波大学附属病院（＊）	一般社団法人茨城県精神科病院協会	93	チーム名称が変更されたため。（障害福祉課）
機関名											
茨城県立こころの医療センター（＊）											
筑波大学附属病院（＊）											
一般社団法人茨城県精神科病院協会											
機関名											
茨城県立こころの医療センター（＊）											
筑波大学附属病院（＊）											
一般社団法人茨城県精神科病院協会											
5 医療関係者に対する訓練等の実施 (1) 病院防災マニュアルの作成 (略) (2) 防災訓練の実施	5 医療関係者に対する訓練等の実施 (1) 病院防災マニュアルの作成 (略) (2) 防災訓練の実施										

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(略) (3) トリアージ技術等の教育研修 (略) (4) D M A T の研修 (略) (5) D P A T の研修 (略) (6) 災害支援ナースの研修 (略) (7) 災害医療コーディネーターの研修 (略) (8) 災害時健康危機管理支援チーム（以下「D H E A T」という。）<u> </u>の研修 【国（厚生労働省）、県（保健医療部）】 国、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援するD H E A T <u> </u>が災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修や養成研修を推進する。 県は、D H E A T <u> </u>の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。	(略) (3) トリアージ技術等の教育研修 (略) (4) D M A T の研修 (略) (5) D P A T の研修 (略) (6) 災害支援ナースの研修 (略) (7) 災害医療コーディネーターの研修 (略) (8) 災害時健康危機管理支援チーム（以下「D H E A T」という。）<u>や保健師等チーム</u>の研修 【国（厚生労働省）、県（保健医療部）】 国、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援するD H E A T <u>や被災者の健康管理を支援する保健師等チーム</u>が災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修や養成研修を推進する。 県は、D H E A T <u>や保健師等チーム</u>の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。	96	防災基本計画に保健師等チームの人材育成が明記されたため（健康推進課）
第4 被災者支援のための備え ■対策 1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 (1) 指定緊急避難場所の指定 (略) (2) 指定避難所の指定 【市町村】	第4 被災者支援のための備え ■対策 1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 (1) 指定緊急避難場所の指定 (略) (2) 指定避難所の指定 【市町村】		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
(前略) 指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。 また、 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 (後略) (3) 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保 (略) (4) 避難所の備蓄物資及び設備の整備 【市町村】 市町村は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。 また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。 備蓄すべき主なものは、次のとおりである。 1) 食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む） 2) 生活必需品 3) ラジオ、テレビ	(前略) 指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。 また、<u>市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</u> 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 (後略) (3) 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保 (略) (4) 避難所の備蓄物資及び設備の整備 【市町村】 市町村は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、<u>洗濯設備、</u>毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。 また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。 備蓄すべき主なものは、次のとおりである。 1) 食料<u>（乳幼児用を含む）</u>、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む） 2) 生活必需品<u>（要配慮者、女性、こどもにも配慮する）</u> 3) ラジオ、テレビ	100 101	防災基本計画に合わせて、指定避難所の施設・設備を追記（防災・危機管理課）

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
4) 通信機材（衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、市町村防災行政無線を含む） 5) 放送設備 6) 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む） 7) 炊き出しに必要な機材及び燃料 8) 給水用機材、給水タンク 9) 救護所及び医療資機材（_____常備薬含む。） 10) 物資の集積所（備蓄倉庫等） 11) 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ 12) マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティションテント 13) 工具類 また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。 (5) 避難所の運営体制の整備 市町村は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の	4) 通信機材（衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、市町村防災行政無線を含む） 5) 放送設備 6) 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む） 7) 炊き出しに必要な機材及び燃料 8) 給水用機材、給水タンク 9) 救護所及び医療資機材（<u>感染症対策に必要な物資</u>、常備薬含む。） 10) 物資の集積所（備蓄倉庫等） 11) 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ 12) マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティションテント 13) 工具類 また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。 <u>なお、物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u> (5) 避難所の運営体制の整備 市町村は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の	102	令和7年度防災基本計画の修正を反映（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や_____避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の_____人材の確保・育成に努めるものとする。 （中略） 【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】 避難所に指定された学校等に、災害時用公衆電話（特設公衆電話）回線を整備する。	継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や<u>避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営</u>・避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の<u>ボランティア</u>人材の確保・育成に努めるものとする。 （中略） 【<u>N T T 東日本</u> 株式会社（茨城支店）】 避難所に指定された学校等に、災害時用公衆電話（特設公衆電話）回線を整備する。		社名変更に伴う修正 （N T T 東日本株式会社）
2 食料、生活必需品等の供給体制の整備 (1) 食料の備蓄並びに調達体制の整備 1) 県の体制整備 県は、救助法が適用されるような一定規模以上の災害や市町村段階での必要量の確保が困難となった場合に備え、避難所生活で必要不可欠な食料及び飲料水、生活必需品等の計画的な備蓄・調達体制の整備を行うものとする。 県の備蓄形態は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とし、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として市町村との協力により食料の公的備蓄を行うとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 なお、4日目以降は、国（非常（緊急）災害対策本部）からの物資支援を受入れるほか、流通在庫備蓄を活用する。 さらに、備蓄数量の設定に当たっては、市町村の備蓄状況等も勘案するとともに、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、_____	2 食料、生活必需品等の供給体制の整備 (1) 食料の備蓄並びに調達体制の整備 1) 県の体制整備 県は、救助法が適用されるような一定規模以上の災害や市町村段階での必要量の確保が困難となった場合に備え、避難所生活で必要不可欠な食料及び飲料水、生活必需品等の計画的な備蓄・調達体制の整備を行うものとする。 県の備蓄形態は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とし、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として市町村との協力により食料の公的備蓄を行うとともに、<u>新物資システム（B－P L o）</u>を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 なお、4日目以降は、国（非常（緊急）災害対策本部）からの物資支援を受入れるほか、流通在庫備蓄を活用する。 さらに、備蓄数量の設定に当たっては、市町村の備蓄状況等も勘案するとともに、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、<u>必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整</u>	102	新システム運用変更に伴う名称変更（防災・危機管理課） 令和2年5月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当） 令和7年7月の防災基本計画の修正事項であるため。（防災・危機管理課） 災害対策基本法の改正に伴う修正（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
_____ 備蓄計画を策定する とともに定期的に見直しを図る _____ ものとする。 ① 公的備蓄 (略) ② 流通在庫備蓄 【県（防災・危機管理部）】 県は、県内の食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結等を行うことにより、次の食料及び飲料水、生活必需品_____等の確保を行うとともに、定期的に備蓄量や担当窓口の確認を行うなど緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。 _____ _____ _____ ア 調達品目 (ア) 食料等 パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等 (イ) 生活必需品等 ・寝 具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り） ・日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレトーパー、_____、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、授乳服、防犯ブザー、	備し、それら必要な物資の供給のための備蓄計画を策定するとともに定期的に見直しを図り、備蓄状況については、年1回、広く住民に公表するものとする。 ① 公的備蓄 (略) ② 流通在庫備蓄 【県（防災・危機管理部）】 県は、県内の食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結等を行うことにより、次の食料及び飲料水、生活必需品、発電機等の確保を行うとともに、定期的に備蓄量や担当窓口の確認を行うなど緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。 また、大規模な災害発生に備え、当該事業者等から調達する食料及び飲料水、生活必需品、発電機等の品目等を確認の上、資料13-3「流通在庫備蓄協定締結企業一覧」にリスト化するよう努めるものとする。 ア 調達品目 (ア) 食料等 パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等 (イ) 生活必需品等 ・寝 具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り） ・日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレトーパー、衛生用品（トイレ清掃用具等）、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、授乳服、防犯ブザー、	103 103	令和2年5月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当） 令和6年能登半島地震を踏まえて、流通在庫備蓄に衛生用品（トイレ清掃用具等）を追加（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、消毒液、ガムテープ） ・衣 料 品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、雨具等） ・炊 事 用 具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等） ・食 器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等） ・光 熱 材 料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、L Pガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等） ・そ の 他（ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等） なお、仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレを確保するよう努めるものとする。 （ウ）一般用医療品 （略） ③ 国・他都道府県からの調達 【県（防災・危機管理部、農林水産部）、関東農政局茨城県拠点】 <u>ア</u> 政府所有の米穀の調達 （略） <u>イ</u> 他都道府県との応援協定	ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、消毒液、ガムテープ） ・衣 料 品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、雨具等） ・炊 事 用 具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等） ・食 器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等） ・光 熱 材 料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、L Pガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等） ・そ の 他（ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等） なお、仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレを確保するよう努めるものとする。 （ウ）一般用医療品 （略） ③ 国・他都道府県からの調達 【県（防災・危機管理部、農林水産部）、関東農政局茨城県拠点】 <u>ア</u> 国が備蓄する物資の調達 県は、県のみでは十分な物資の調達・供給ができないと認めた時、国が備蓄する物資（段ボールベッド等の簡易ベッドやパーティション、簡易トイレ、入浴資機材やキッチン資機材）について、国へ要請し、必要量を確保する。 <u>イ</u> 政府所有の米穀の調達 （略） <u>ウ</u> 他都道府県との応援協定	104 104	令和7年防災基本計画を踏まえた修正（防災・危機管理課） 協定廃止に伴う変更

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、災害時応援協定を締結している都道府県に対して応援を要請し、必要量を確保する。 また、構成都道府県は、円滑に要請・応援が実施できるよう、担当窓口の把握や通信手段の確保、備蓄量の把握、訓練の実施など連絡体制の整備を図っておくものとする。 (ア) 全国都道府県における災害時等の広域応援協定（全国知事会） (イ) 1都9県震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会） <u>(ウ) 災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定</u> 2) 市町村の体制整備 【市町村】 市町村は、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施するとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 (後略) 3) 住民及び地域、事業所等の備蓄 (略)	県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、災害時応援協定を締結している都道府県に対して応援を要請し、必要量を確保する。 また、構成都道府県は、円滑に要請・応援が実施できるよう、担当窓口の把握や通信手段の確保、備蓄量の把握、訓練の実施など連絡体制の整備を図っておくものとする。 (ア) 全国都道府県における災害時等の広域応援協定（全国知事会） (イ) 1都9県震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会） <u>(削除)</u> 2) 市町村の体制整備 【市町村】 市町村は、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施するとともに、<u>新物資システム（B－P L o）</u>を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 (後略) 3) 住民及び地域、事業所等の備蓄 (略)	105	(防災・危機管理課) 新システム運用変更に伴う名称変更（防災・危機管理課）
第6 燃料不足への備え ■基本事項 2 留意点 (1) 連絡体制の整備	第6 燃料不足への備え ■基本事項 2 留意点 (1) 連絡体制の整備		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
(略) (2) 燃料の優先供給を行うべき重要施設の指定 災害時において、優先的に燃料を供給すべき県や市町村の庁舎や災害拠点病院等の重要な施設をあらかじめ指定し、 自家発電用燃料の供給方法を定めておく必要がある。 (3) 応急復旧等を実施する車両の指定 (略) (4) 県民への普及啓発 (略) (5) 石油連盟との情報共有 (略)	(略) (2) 燃料の優先供給を行うべき重要施設の指定 災害時において、優先的に燃料を供給すべき県や市町村の庁舎や災害拠点病院等の重要な施設をあらかじめ指定するとともに、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめ指定した重要な施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車による電源供給や自家発電用燃料の供給等の案を作成する必要がある。 (3) 応急復旧等を実施する車両の指定 (略) (4) 県民への普及啓発 (略) (5) 石油連盟との情報共有 (略)	115	令和2年5月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第2章 災害予防計画 第4節 防災教育・訓練 第1 防災教育 ■対策 1 一般県民向けの防災教育 （略） (1) 普及啓発すべき内容 （略） 1) 「自助」「共助」の推進 （中略） ⑧ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所<u> </u>での飼養についての準備 家庭動物との同行避難が円滑に実施できるよう、飼い主による<u>平常時</u>からの備えについて普及・啓発を図る。 （後略） 2) 緊急地震速報 （略） 3) 地震保険の活用 （略） 4) 防災関連設備等の準備 （略） (2) 普及啓発手段 （略） 1) 広報誌、パンフレット、防災マップ等の配布 （略） 2) 講習会等の開催 （略） 3) その他メディアの活用 ① テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用 ② ビデオ、<u>フィルムの製作、貸出</u>	第2章 災害予防計画 第4節 防災教育・訓練 第1 防災教育 ■対策 1 一般県民向けの防災教育 （略） (1) 普及啓発すべき内容 （略） 1) 「自助」「共助」の推進 （中略） ⑧ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所<u>等</u>での飼養についての準備 家庭動物との同行避難が円滑に実施できるよう、飼い主による<u>平 時</u>からの備えについて普及・啓発を図る。 （後略） 2) 緊急地震速報 （略） 3) 地震保険の活用 （略） 4) 防災関連設備等の準備 （略） (2) 普及啓発手段 （略） 1) 広報誌、パンフレット、防災マップ等の配布 （略） 2) 講習会等の開催 （略） 3) その他メディアの活用 ① テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用 ② ビデオ、<u>DVD、機材等</u>の貸出	120 121	文言の修正（生活衛生課） 文言修正。廃止となっている地震体験車を反映。風水害等編の表現

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
③ 文字放送の活用 ④ インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーク・サービス等）の活用 <u>⑤ 地震体験車等の教育設備の貸出</u> (3) 防災基地の整備 (略)	③ 文字放送の活用 ④ インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーク・サービス等）の活用 <u>(削除)</u> (3) 防災基地の整備 (略)		と統一（防災・危機管理課）
第2 防災訓練 ■基本事項 1 趣旨 災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。	第2 防災訓練 ■基本事項 1 趣旨 災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める<u>とともに、物資の備蓄状況や運送手段の確認、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u>	123	令和2年5月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当）
2 留意点 (1) 実践的な訓練の実施 訓練実施の際にはリアリティーが大切である。安全性の確保は前提であるが、その範囲内で実践的な訓練環境を作り出し、参加者自身の判断も求められる内容も盛り込み、体験することにより、災害対応力の強化を図る必要がある。	2 留意点 (1) 実践的な訓練の実施 訓練実施の際にはリアリティーが大切である。安全性の確保は前提であるが、その範囲内で実践的な訓練環境を作り出し、参加者自身の判断も求められる内容も盛り込み、体験することにより、災害対応力の強化を図る必要がある。 <u>また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する必要がある。</u>	123	令和3年5月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(2) 図上訓練による対策検証 (略) (3) 地域の実状に即した訓練の実施 (略)	(2) 図上訓練による対策検証 (略) (3) 地域の実状に即した訓練の実施 (略)		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元	
第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応			第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応			134	表現の修正（監理課）	
第1 職員参集・動員			第1 職員参集・動員					
■対策			■対策					
1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容			1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容					
付表			付表					
部局名	事前配備体制		部局名	事前配備体制				
	事前配備 1	事前配備 2		事前配備 1	事前配備 2			
(略)			(略)					
土木部 (土木・工事事務所 (工務所含む)) (港湾事務所) (下水道事務所)	監理課	1	監理課	1	監理課			5
	道路建設課	2	道路建設課	2	道路建設課			2
	道路維持課	2	道路維持課	2	道路維持課			4
	河川課	2	河川課	2	河川課			3
	港湾課	2	港湾課	2	港湾課			3
	都市整備課	2	都市整備課	2	都市整備課			3
	下水道課	2	下水道課	2	下水道課			3
	○震度5弱・津波注意報 震度観測市町村を管轄する事務所 (又は津波注意報発表市町村を管轄する事務所)		○震度5強・津波警報 震度観測市町村を管轄する事務所 (又は津波警報発表市町村を管轄する事務所)		○震度5強・津波警報 震度観測市町村を管轄する事務所 (又は津波警報発表市町村を管轄する事務所)			
	土木・工事事務所（工務所含む）	各2人	土木・工事事務所（工務所含む）	各4人	土木・工事事務所（工務所含む）			各4人
	港湾事務所	各2人	港湾事務所	各4人	港湾事務所			各4人
	下水道事務所	各2人	下水道事務所	各3人	下水道事務所			各3人
			浄化センター	各2人	浄化センター			各2人
	○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）		○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）		○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）			
	配備なし		○北海道・三陸沖後発地震注意情報 沿岸市町村を管轄する事務所		○北海道・三陸沖後発地震注意情報 沿岸市町村を管轄する事務所			
			土木・工事事務所	各4人	土木・工事事務所			各4人
		・水戸土木		・水戸土木				
		・潮来土木		・潮来土木				
		・常陸大宮土木		・常陸大宮土木				
		・高萩工事		・高萩工事				
		・鉾田工事		・鉾田工事				
		港湾事務所	各4人	港湾事務所	各4人			
		・茨城港湾		・茨城港湾				
		・鹿嶋港湾		・鹿嶋港湾				
		下水道事務所	各3人	下水道事務所	各3人			
		・流域下水		・流域下水				
		・鹿島下水		・鹿島下水				

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元		
		浄化センター ・那珂久慈浄化センター 全2人			浄化センター ・那珂久慈浄化センター 2人				
(略)			(略)						
第2 災害対策本部			第2 災害対策本部						
■対策			■対策						
1	県		1	県					
(1) 総合防災体制 (略)			(1) 総合防災体制 (略)						
(2) 設置基準 (略)			(2) 設置基準 (略)						
(3) 組織 (略)			(3) 組織 (略)						
<事務局組織>			<事務局組織>						
事務局 長：防災・危機管理部防災・危機管理部長			事務局 長：防災・危機管理部防災・危機管理部長						
事務局次長：防災・危機管理部防災・危機管理部次長、防災・危機管理部防災・危機管理課長			事務局次長：防災・危機管理部防災・危機管理部次長、防災・危機管理部防災・危機管理課長						
事務局 付：防災・危機管理部企画室長、防災・危機管理課防災・危機管理専門監、防災・危機管理課副参事（ <u> </u> 機動班総括班長を兼ねる）、消防安全課長、消防安全課産業保安室長、消防安全課副参事、原子力安全対策課長、原子力安全対策課防災調整監、原子力安全対策課副参事			事務局 付：防災・危機管理部企画室長、防災・危機管理課防災・危機管理専門監、防災・危機管理課副参事（ <u>応援・受援班長及び</u> 機動班総括班長を兼ねる）、消防安全課長、消防安全課産業保安室長、消防安全課副参事、原子力安全対策課長、原子力安全対策課防災調整監、原子力安全対策課副参事						
班 名	班 長	副 班 長	班 員	分 掌 事 務	班 名	班 長	副 班 長	班 員	分 掌 事 務
総括班	防災・危機管理課 課 長 補 佐 (総 括)	生活文化課課長補佐 1人 環境政策課（室）課長 補佐 1人 防災・危機管理課員 1人	行政経営課員 1人 <u> </u> 管財課員 1人 生活文化課員 1人 廃棄物規制課員 1人 消防安全課員 <u>3人</u> 宅地整備販売課員 1人 観光戦略課員 1人 (記録係) 消防安全課員 1人 労働政策課員 1人 農業経営課員 1人	1 災害対策本部会議の開催に 関すること。 2 災害対策本部及び事務局の 運営に関すること。 3 事務局各班間の連絡調整に 関すること。 4 その他事務局長から特に指 示されたこと。 (記録係) 災害対策本部及び事務局の活	総括班	防災・危機管理課 課 長 補 佐 (総 括)	生活文化課課長補佐 1人 環境政策課（室）課長 補佐 1人 防災・危機管理課員 1人	行政経営課員 1人 <u>人事課員 1人</u> 管財課員 1人 生活文化課員 1人 廃棄物規制課員 1人 消防安全課員 <u>2人</u> 宅地整備販売課員 1人 観光戦略課員 1人 (記録係) 消防安全課員 1人 労働政策課員 1人 農業経営課員 1人	1 災害対策本部会議の開催に 関すること。 2 災害対策本部及び事務局の 運営に関すること。 3 事務局各班間の連絡調整に 関すること。 4 その他事務局長から特に指 示されたこと。 (記録係) 災害対策本部及び事務局の活

145

誤記修正及び茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則の改正（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前					改定後					R6年度 計画 掲載項	備考 () は意見提出元
情報班	防災・危機管理課 課長補佐 (防災担当)	統計課員 1人 消防安全課員 1人 原子力安全対策課員 1人	総務課員 1人 計画推進課員 1人 水政課員 1人 生活文化課員 1人 <u>女性活躍・県民協働課員 1人</u> 環境政策課員 1人 環境対策課員 1人 防災・危機管理課員 1人 保健政策課員 1人 健康推進課員 1人 医療政策課員 1人 販売戦略課員 1人 産業政策課員 1人 技術革新課員 1人 農業政策課員 1人 監理課員 1人 道路維持課員 1人 河川課員 1人 港湾課員 1人 下水道課員 1人 企業局総務課員 1人 教育庁総務課員 1人 警察本部警備課員 1人	動等の記録に関すること。 1 防災関係機関からの気象情報、電力情報その他の災害情報の収集及び伝達に関する こと。 2 事故発生事業所等からの情報 収集に関する こと。 3 各部が収集した災害情報 で、主として次に掲げるもの の収集に関する こと。 (1) 河川、ダム砂防、道路及 び港湾・漁港関係情報 (2) 農林水産関係情報 (3) 商業及び工業関係情報 (4) 災害救助、医療、防疫等 関係情報 (5) 教育関係情報 (6) 警察関係情報 4 災害情報の各部等への伝達 に関する こと。 5 防災行政無線の管理及び運 用に関する こと。 6 災害情報の整理及び記録に 関する こと。 7 災害関係資料の作成に 関する こと。	情報班	防災・危機管理課 課長補佐 (防災担当)	統計課員 1人 消防安全課員 1人 原子力安全対策課員 1人	総務課員 1人 計画推進課員 1人 水政課員 1人 生活文化課員 1人 <u>多様性社会推進課員 1人</u> 環境政策課員 1人 環境対策課員 1人 防災・危機管理課員 1人 保健政策課員 1人 健康推進課員 1人 医療政策課員 1人 販売戦略課員 1人 産業政策課員 1人 技術革新課員 1人 農業政策課員 1人 監理課員 1人 道路維持課員 1人 河川課員 1人 港湾課員 1人 下水道課員 1人 企業局総務課員 1人 教育庁総務課員 1人 警察本部警備課員 1人	動等の記録に関すること。 1 防災関係機関からの気象情報、電力情報その他の災害情報の収集及び伝達に関する こと。 2 事故発生事業所等からの情報 収集に関する こと。 3 各部が収集した災害情報 で、主として次に掲げるもの の収集に関する こと。 (1) 河川、ダム砂防、道路及 び港湾・漁港関係情報 (2) 農林水産関係情報 (3) 商業及び工業関係情報 (4) 災害救助、医療、防疫等 関係情報 (5) 教育関係情報 (6) 警察関係情報 4 災害情報の各部等への伝達 に関する こと。 5 防災行政無線の管理及び運 用に関する こと。 6 災害情報の整理及び記録に 関する こと。 7 災害関係資料の作成に 関する こと。	146	令和4年6月の防災基本計画の修正事項の反映（消防安全課）
対策班		(略)	航空運用調整 課長補佐	消防安全課 課長補佐	消防航空室員 1人	消防安全課員 2人	<u>1</u> 被災者救助のためのヘリコプターの運航に係る関係機関との調整に関する こと。 <u>2</u> <u>探索、救助その他の緊急業務を行う航空機が飛行する空域における無人航空機の飛行に関する関係機関との調整に関する こと。</u>				
応援・受援班	防災・危機管理課副参事	防災・危機管理課員 1人 人事課員 1人 <u>行政経営課員 1人</u> <u> </u>									

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
(略)	(略)		
5 資料、関連項目 (1) 資料 資料1－7「茨城県災害対策本部条例」 資料1－8「茨城県災害対策本部条例施行規則」 資料1－9「茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則」 資料1－10「茨城県災害警戒本部規程」 資料1－11「茨城県災害情報連絡担当者会議要綱」 資料1－14「茨城県災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」 資料1－15「職員の健康管理及び給食等に関する事項」 <u>資料4－6「大規模災害に係る政府災害対策本部」</u> (2) 関連項目 (略)	5 資料、関連項目 (1) 資料 資料1－7「茨城県災害対策本部条例」 資料1－8「茨城県災害対策本部条例施行規則」 資料1－9「茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則」 資料1－10「茨城県災害警戒本部規程」 資料1－11「茨城県災害情報連絡担当者会議要綱」 資料1－14「茨城県災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」 資料1－15「職員の健康管理及び給食等に関する事項」 <u>資料4－6「大規模災害に係る政府災害対策本部」</u> (2) 関連項目 (略)	157	実施主体「国」であるが、国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携の観点から資料を追記

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第3章 災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達 第2 災害情報の収集・伝達・報告 ■基本事項 2 留意点 (1) 被害の全体像の把握 (略) (2) 被災地の収集能力の支援 被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため現地から情報があがってくるのを待つのではなく、周辺の機関又は災害対策本部から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う必要がある。 _____ _____ _____ (3) 収集した情報の処理 収集した情報を各種の応急対策活動を生かすため、関係する防災関係機関間での密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。 _____ _____ _____ (4) 人的被害数の把握 (略)	第3章 災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達 第2 災害情報の収集・伝達・報告 ■基本事項 2 留意点 (1) 被害の全体像の把握 (略) (2) 被災地の収集能力の支援 被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため現地から情報があがってくるのを待つのではなく、周辺の機関又は災害対策本部から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う必要がある。 <u>また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、SAR衛星を含む人口衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するよう努めるものとする。</u> (3) 収集した情報の処理 収集した情報を各種の応急対策活動を生かすため、関係する防災関係機関間での密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。 <u>また、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u> (4) 人的被害数の把握 (略)	164	令和6年6月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当） 令和4年6月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当）

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
3 活動項目リスト (1) 地震情報の収集・伝達 1) 南海トラフ地震に関する情報 南海トラフ地震は、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。 気象庁では、この南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域から四国地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等に 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、 検討会において大規模な地震の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価される場合等に「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。 情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応についての指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとなっている。 県及び市町村は、住民に対して国の指示や呼びかけに応じた防災対応についての呼びかけを行う。 （中略） 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報	3 活動項目リスト (1) 地震情報の収集・伝達 1) 南海トラフ地震に関する情報 南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。 気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生 の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価される場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応についての指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとなっている。 県及び市町村は、住民に対して国の指示や呼びかけに応じた防災対応についての呼びかけを行うとともにそれぞれの所管する業務に関する対応を実施する。 （中略） 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報	165	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定を踏まえての追記及び追記内容と整合をとるため（防災・危機管理課） 「南海トラフ地震に関する情報」に関する説明が気象庁から示されたため（水戸地方気象台） 166 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワード

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元																														
（<u>調査中</u>）」<u>等</u>の形で情報発表<u>します</u>。 <table><tr><th>発表時間</th><th>キーワード</th><th>各キーワードを付記する条件</th></tr><tr><td>地震発生等から5～30分程度</td><td>調査中</td><td>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化^{※4}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{※4}が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</td></tr><tr><td>地震発生等から最短で2時間後</td><td>巨大地震警戒</td><td>○想定震源^{※6}域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※7}8.0以上の地震が発生した場合</td></tr><tr><td></td><td>巨大地震注意</td><td>○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※7}7.0以上の地震^{※3}発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td></tr><tr><td></td><td>調査終了</td><td>○（<u>巨大地震警戒</u>）、（<u>巨大地震注意</u>）のいずれ<u>も</u>当てはまらない現象と評価した場合</td></tr></table> ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。 ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。 ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。 ※4 <u>断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。</u> _____ _____ _____	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{※1} でマグニチュード6.8以上 ^{※2} の地震 ^{※3} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化 ^{※4} と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化 ^{※4} が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり ^{※5} が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源 ^{※6} 域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※7} 8.0以上の地震が発生した場合		巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※7} 7.0以上の地震 ^{※3} 発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合		調査終了	○（ <u>巨大地震警戒</u> ）、（ <u>巨大地震注意</u> ）のいずれ <u>も</u> 当てはまらない現象と評価した場合	（<u>キーワード</u>）」<u> </u>の形で情報発表<u>する</u>。 <table><tr><th>発表時間</th><th>キーワード</th><th>各キーワードを付記する条件</th></tr><tr><td>地震発生等から5～30分程度</td><td>調査中</td><td>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{（注1）}でマグニチュード6.8以上^{（注2）}の地震^{（注3）}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化^{（注4）}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{（注4）}が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{（注5）}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</td></tr><tr><td>地震発生等から最短で2時間後</td><td>巨大地震警戒</td><td>○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと<u>評価した</u>場合</td></tr><tr><td></td><td>巨大地震注意</td><td>○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{（注3）}発生したと評価した場合（<u>巨大地震警戒に該当する場合は除く</u>） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td></tr><tr><td></td><td>調査終了</td><td>○（<u>巨大地震警戒</u>）、（<u>巨大地震注意</u>）のいずれ<u>れ</u>に<u>も</u>当てはまらない現象と評価した場合</td></tr></table> （注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。 （注2） モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。 （注3） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。 （注4） <u>気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。</u> <u>具体的には、</u> <u>レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。</u> <u>レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。</u>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{（注1）} でマグニチュード6.8以上 ^{（注2）} の地震 ^{（注3）} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化 ^{（注4）} と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化 ^{（注4）} が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり ^{（注5）} が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源 域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0以上の地震が発生したと <u>評価した</u> 場合		巨大地震注意	○監視領域内 において、モーメントマグニチュード 7.0以上の地震 ^{（注3）} 発生したと評価した場合（ <u>巨大地震警戒に該当する場合は除く</u> ） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合		調査終了	○（ <u>巨大地震警戒</u> ）、（ <u>巨大地震注意</u> ）のいずれ <u>れ</u> に <u>も</u> 当てはまらない現象と評価した場合		を付記する条件に関する説明が気象庁から示されたため。（水戸地方気象台）
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																															
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{※1} でマグニチュード6.8以上 ^{※2} の地震 ^{※3} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化 ^{※4} と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化 ^{※4} が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり ^{※5} が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測																															
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源 ^{※6} 域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※7} 8.0以上の地震が発生した場合																															
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※7} 7.0以上の地震 ^{※3} 発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合																															
	調査終了	○（ <u>巨大地震警戒</u> ）、（ <u>巨大地震注意</u> ）のいずれ <u>も</u> 当てはまらない現象と評価した場合																															
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																															
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{（注1）} でマグニチュード6.8以上 ^{（注2）} の地震 ^{（注3）} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化 ^{（注4）} と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化 ^{（注4）} が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり ^{（注5）} が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測																															
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源 域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0以上の地震が発生したと <u>評価した</u> 場合																															
	巨大地震注意	○監視領域内 において、モーメントマグニチュード 7.0以上の地震 ^{（注3）} 発生したと評価した場合（ <u>巨大地震警戒に該当する場合は除く</u> ） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合																															
	調査終了	○（ <u>巨大地震警戒</u> ）、（ <u>巨大地震注意</u> ）のいずれ <u>れ</u> に <u>も</u> 当てはまらない現象と評価した場合																															

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

[illegible]

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元												
件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。 当該情報が発表された場合、県及び市町村等は、<u>先発地震発生後1週間の間</u>、防災対応をよびかける期間として、国の呼びかけに応じ<u>て、住民に対し</u>防災対応についての呼びかけを_____行う。 _____ （後略） (2) 被害概況の把握 （略） (3) 被害情報・措置情報の収集・伝達 （略） (4) 国への報告 （略）	件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。 当該情報が発表された場合、県及び市町村等は、_____国の呼びかけに応じ<u>た</u>_____防災対応についての呼びかけを<u>住民に対し</u>行う<u>とともにそれぞれの所管する業務に関する対応を実施する。</u> （後略） (2) 被害概況の把握 （略） (3) 被害情報・措置情報の収集・伝達 （略） (4) 国への報告 （略）														
■対策 1 地震情報の収集・伝達 【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】 県、市町村、防災関係機関は、気象庁から発せられた地震情報を収集・伝達し、最終的に住民に伝える。 (1) 地震情報の収集 関係機関は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達するものとする。 <table><tr><td>地震情報の種類</td><td>発表基準</td><td>内 容</td></tr><tr><td>震度速報</td><td>震度<u>3</u>以上</td><td>地震発生<u>後1</u>分半後に、震度3以上</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	震度 <u>3</u> 以上	地震発生 <u>後1</u> 分半後に、震度3以上	■対策 1 地震情報の収集・伝達 【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】 県、市町村、防災関係機関は、気象庁から発せられた地震情報を収集・伝達し、最終的に住民に伝える。 (1) 地震情報の収集 関係機関は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達するものとする。 <table><tr><td>地震情報の種類</td><td>発表基準</td><td>内 容</td></tr><tr><td>震度速報</td><td>震度 <u>3</u> 以上</td><td>地震発生<u>約1</u>分半後に、震度3以</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	震度 <u>3</u> 以上	地震発生 <u>約1</u> 分半後に、震度3以	168	気象庁HPを参考に、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」をまとめ「震源・震度情報」として、発表基準・内容を修正いただきたい。（気象庁）誤植のため。（水戸地方気象台）
地震情報の種類	発表基準	内 容													
震度速報	震度 <u>3</u> 以上	地震発生 <u>後1</u> 分半後に、震度3以上													
地震情報の種類	発表基準	内 容													
震度速報	震度 <u>3</u> 以上	地震発生 <u>約1</u> 分半後に、震度3以													

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
		を観測した地域名（全国を <u>約</u> 18地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報			上を観測した地域名（全国を <u>1</u> 88地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報 <u>。</u>		
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。		
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。		
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）		
遠地地震に関する情報	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※</u> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。――	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を――地震発生から概ね30分以内に発表――。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。――	遠地地震に関する情報	―― ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）――	<u>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を――地震発生から概ね30分以内に発表――。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</u> ―― ――		
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表――	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。――		
推進震度分	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもと	推進震度分	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもと		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
布図		に、250m四方ごとに推計した震度 <u>(震度 4 以上)</u> を図情報として発表 —	布図		に、250m四方ごとに推計した震度 <u>(震度 4 以上)</u> を図情報として発表。 —	170	誤植のため。（水戸地方気象台）
(2) 地震情報の伝達 1) 水戸地方気象台からの伝達系統 (略) 2) 各機関の措置 (前略) ① 水戸地方気象台における措置 水戸地方気象台は、気象庁_____から通知された津波警報等及び地震情報を発表する。また、県内で震度 4 以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。 さらに、県内で震度 5 弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内250メートルメッシュごとに平均的な震度を推計した図）を防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。 ② 県における措置 (略) ③ 県警察本部における措置 (略) ④ 放送機関における措置 (略) ⑤ 市町村における措置 (略) ⑥ その他の防災関係機関の措置 (略) (3) 地震解説資料の収集 (略) (4) 異常現象発見者の通報義務			※ 国外で発生した大規模噴火を覚地した場合は、噴火発生から 1 時間半～ 2 時間程度で発表しています。 (2) 地震情報の伝達 1) 水戸地方気象台からの伝達系統 (略) 2) 各機関の措置 (前略) ① 水戸地方気象台における措置 水戸地方気象台は、気象庁又は大阪管区気象台から発表された津波警報等及び地震情報を伝達する。また、県内で震度 4 以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。 さらに、県内で震度 5 弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内250メートルメッシュごとに平均的な震度を推計した図）を防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。 ② 県における措置 (略) ③ 県警察本部における措置 (略) ④ 放送機関における措置 (略) ⑤ 市町村における措置 (略) ⑥ その他の防災関係機関の措置 (略) (3) 地震解説資料の収集 (略) (4) 異常現象発見者の通報義務				

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
(略)	(略)		
3 被害情報・措置情報の収集・伝達 【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】 (1) 被害情報・措置情報の種類 (略) (2) 情報収集伝達の方法 (略) (3) 情報伝達の流れ (略) (4) 各機関の情報収集・伝達活動 1) 市町村の活動 (略) 2) 県の活動 ① 県災害対策本部は、市町村からの報告をとりまとめ、災害情報共有システム等を利用して関係機関との情報の共有を図るとともに、情報の保管を行う。また、 _____ _____ _____ <u>また</u> 、状況に応じて、現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集にあたる_____ _____ _____ 被害に関する報告のない市町村に対しては確認を行うものとし、被害が甚大であるために情報収集伝達が困難な市町村に対してはその活動を支援するため、要員を派遣する等の措置をとる。 なお、収集した情報については、指定行政機関等に伝達するものとする。	3 被害情報・措置情報の収集・伝達 【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】 (1) 被害情報・措置情報の種類 (略) (2) 情報収集伝達の方法 (略) (3) 情報伝達の流れ (略) (4) 各機関の情報収集・伝達活動 1) 市町村の活動 (略) 2) 県の活動 ① 県災害対策本部は、市町村からの報告をとりまとめ、災害情報共有システム等を利用して関係機関との情報の共有を図るとともに、情報の保管を行う。また、 <u>必要に応じて当該情報を災害情報共有システムから新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を通じて、国の関係省庁に連絡する。</u> <u>更に</u> 、状況に応じて、現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集にあたる <u>とともに、収集した画像情報について、防災I o Tシステム等を活用し、関係機関での迅速な共有に努めるものとする。</u> 被害に関する報告のない市町村に対しては確認を行うものとし、被害が甚大であるために情報収集伝達が困難な市町村に対してはその活動を支援するため、要員を派遣する等の措置をとる。 なお、収集した情報については、指定行政機関等に伝達するものとする。	175	新総合防災情報システム（SOBO-WE B）や防災I o Tシステム等の活用（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
4) 情報収集・伝達系統4 (ライフライン被害)	4) 情報収集・伝達系統4 (ライフライン被害)	178	グループ会社合併・分社化による社名変更 (株式会社エナジー宇宙)
5) 情報収集・伝達系統5 (河川、海岸、港湾、漁港、ダム、公園) (図略) 6) 情報収集・伝達系統6 (農産物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地、漁業被害) (図略) 7) 情報収集・伝達系統7 (その他公共施設) (図略) (6) 被害の判定基準 (略)	5) 情報収集・伝達系統5 (河川、海岸、港湾、漁港、ダム、公園) (図略) 6) 情報収集・伝達系統6 (農産物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地、漁業被害) (図略) 7) 情報収集・伝達系統7 (その他公共施設) (図略) (6) 被害の判定基準 (略)		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考 ()は意見提出元																								
第3章 災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保 ■対策 1 自衛隊に対する災害派遣要請 【県（防災・危機管理部）、市町村等】 (1) 災害派遣要請 (略) (2) 災害派遣の要請先 (略) (3) 災害派遣要請の手続 (略) (4) 災害派遣の活動範囲 自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>被害状況の把握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。</td></tr><tr><td>避難の援助</td><td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td></tr><tr><td>避難者の捜索・救助</td><td>行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。</td></tr><tr><td>水防活動</td><td>堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</td></tr><tr><td>消防活動</td><td>火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する</td></tr></table>	項目	内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。	水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する	第3章 災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保 ■対策 1 自衛隊に対する災害派遣要請 【県（防災・危機管理部）、市町村等】 (1) 災害派遣要請 (略) (2) 災害派遣の要請先 (略) (3) 災害派遣要請の手続 (略) (4) 災害派遣の活動範囲 自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>被害状況の把握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。</td></tr><tr><td>避難の援助</td><td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td></tr><tr><td>遭難者等の捜索救助</td><td>行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。</td></tr><tr><td>水防活動</td><td>堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</td></tr><tr><td>消防活動</td><td>火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する</td></tr></table>	項目	内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。	水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する	190	防災基本計画に示す内容と不整合のため (防衛省)
項目	内容																										
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。																										
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。																										
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。																										
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。																										
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する																										
項目	内容																										
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。																										
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。																										
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。																										
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。																										
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する																										

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		R6年度 計画 掲載項	備考 ()は意見提出元
	ものとする。		ものとする。		
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。		
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行 <u>な</u> うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行 <u> </u> うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。		
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。		
給食 <u>及び</u> 給水 <u> </u>	被災者に対し、給食 <u>及び</u> 給水 <u> </u> を実施する。	給食、 <u> </u> 給水 <u>及び入浴支援</u>	被災者に対し、給食、 <u> </u> 給水 <u>及び入浴支援</u> を実施する。		
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。	救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。		
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。		
<u>通信支援</u>	<u>通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
<u>広報活動</u>	<u>航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。		
(5) 自衛隊との連絡 (略)		(5) 自衛隊との連絡 (略)			
第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行		第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行			
■基本事項		■基本事項			
2 留意点		2 留意点			
(1) 広域的な相互応援の実施 (略)		(1) 広域的な相互応援の実施 (略)			
(2) 密接な情報交換		(2) 密接な情報交換			

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(略) (3) 応援手続きの迅速化 (略) (4) 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定 (略) (5) 応援受入体制 国及び地方公共団体は、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底するものとする。応援職員の受入れの際は適切な空間の確保に配慮する。 また、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など<u>の確保に配慮するものとする。</u>	(略) (3) 応援手続きの迅速化 (略) (4) 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定 (略) (5) 応援受入体制 国及び地方公共団体は、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底するものとする。応援職員の受入れの際は適切な空間の確保に配慮する。 また、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など<u>宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>	195	令和6年6月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当）
3 活動項目リスト (1) 応援要請の実施 1) 県の応援要請 2) 市町村の応援要請 (2) 応援受入体制の確保 1) 連絡体制の確保 2) 受入体制の確保 3) 経費の負担 (3) 消防機関の応援要請・<u> </u>受入体制の確保 1) 応援要請 2) 応援受入体制の確保	3 活動項目リスト (1) 応援要請の実施 1) 県の応援要請 2) 市町村の応援要請 <u>(2) 応急措置の代行</u> <u>1) 県による応急措置の代行</u> <u>2) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）による応急措置の代行</u> (3) 応援受入体制の確保 1) 連絡体制の確保 2) 受入体制の確保 3) 経費の負担 (4) 消防機関の応援要請<u>の実施及び</u>受入体制の確保 1) 応援要請 2) 応援受入体制の確保	196	■基本事項「3 活動項目リスト」の内容を■対策の項目に合わせるため。（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
■対策 1 応援要請の実施 (1) 県の応援要請 【県（防災・危機管理部）】 1) 他市町村への応援指示 （略） 2) 他都道府県への要請 （略） 3) 国の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん （略） 4) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対する応急対策の要請 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請する。 応援を求められ、又は災害応急の実施を要請された指定地方行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。 _____ _____ _____ _____ 5) 民間団体等に対する要請 （略） (2) 市町村の応援要請 【市町村】 1) 他市町村への要請 （略）	■対策 1 応援要請の実施 (1) 県の応援要請 【県（防災・危機管理部）】 1) 他市町村への応援指示 （略） 2) 他都道府県への要請 （略） 3) 国の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん （略） 4) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対する応急対策の要請 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請する。 応援を求められ、又は災害応急の実施を要請された指定地方行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。 <u>なお、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u> 5) 民間団体等に対する要請 （略） (2) 市町村の応援要請 【市町村】 1) 他市町村への要請 （略）	198	応援受入の観点からの見直し。（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
2) 県への応援要請又は職員派遣のあつせん 市町村長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。 (略) 3) 国の機関に対する職員派遣の要請 (略) 4) 民間団体等に対する要請 (略)	2) 県への応援要請又は職員派遣のあつせん 市町村長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。 <u>なお、市町村は、県に対し、指定地方行政機関等に対する応急措置の実施の要請ができない場合、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関等に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関等は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待っていないとまがないと認められるときは、県からの要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u> ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。 (略) 3) 国の機関に対する職員派遣の要請 (略) 4) 民間団体等に対する要請 (略)	198	応援受入の観点からの見直し。（防災・危機管理課）
3 応援受入体制の確保 (1) 連絡体制の確保 【県（防災・危機管理部）、市町村】 (略) (2) 受入体制の確保 【県（防災・危機管理部）、市町村】 1) 連絡窓口の明確化 (略) 2) 受入施設の整備 知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ	3 応援受入体制の確保 (1) 連絡体制の確保 【県（防災・危機管理部）、市町村】 (略) (2) 受入体制の確保 【県（防災・危機管理部）、市町村】 1) 連絡窓口の明確化 (略) 2) 受入施設の整備 知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ	200	令和6年6月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
め整備しておくものとする。 また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。 なお、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの<u>確保に配慮するものとする。</u>	め整備しておくものとする。 また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。 なお、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など<u>宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>		計画担当)
4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保 (1) 応援要請 (略) (2) 応援受入体制の確保 【県（防災・危機管理部）、市町村】 1) 受入窓口の明確化 ① 県の応援受入窓口は、茨城県防災・危機管理部<u>防災・危機管理課</u>とする。 (略)	4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保 (1) 応援要請 (略) (2) 応援受入体制の確保 【県（防災・危機管理部）、市町村】 1) 受入窓口の明確化 ① 県の応援受入窓口は、茨城県防災・危機管理部<u>消防安全課</u>とする。 (略)	201	誤記修正（消防安全課）
第3 他都道府県被災時の応援 ■対策 1 他都道府県への応援・派遣 【県（各部局）】 県は、他都道府県において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、災対法及び災害時相互応援協定<u>一</u>に基づき、他都道府県に対し応援を実施するものとする。 ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他都道府県に応援をすることができるものとする。 (1) 支援対策本部の設置	第3 他都道府県被災時の応援 ■対策 1 他都道府県への応援・派遣 【県（各部局）】 県は、他都道府県において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、災対法及び災害時相互応援協定<u>等</u>に基づき、他都道府県に対し応援を実施するものとする。 ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他都道府県に応援をすることができるものとする。 (1) 支援対策本部の設置	203	令和7年度防災基本計画に被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）の事項が明記されたため。（教育庁）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(略) (2) 被害情報の収集 (略) (3) 応援の実施 (略) (4) 被災者受入施設の提供等 (略) _____ _____ _____	(略) (2) 被害情報の収集 (略) (3) 応援の実施 (略) (4) 被災者受入施設の提供等 (略) <u>(5) 応急教育</u> <u>県教育委員会は、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用し、応援教職員等を派遣するものとする。</u>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第3章 災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第1 警備対策 ■基本事項 3 活動項目リスト (1) 警備体制 (略) (2) 警備実施 1) 被害状況の把握 2) 救出救助活動等 3) 避難誘導等 4) 二次災害の防止 5) 交通対策 6) 保安対策 7) 死体見分及び検視 8) 被災者等への情報 <u>の発信</u> 9) 感染防止対策 (3) 警備活動に対する援助要求 (略)	第3章 災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第1 警備対策 ■基本事項 3 活動項目リスト (1) 警備体制 (略) (2) 警備実施 1) 被害状況の把握 2) 救出救助活動等 3) 避難誘導等 4) 二次災害の防止 5) 交通対策 6) 保安対策 7) 死体見分及び検視 8) 被災者等への情報 <u>伝達活動</u> 9) 感染防止対策 (3) 警備活動に対する援助要求 (略)	205	「防災基本計画」「警察庁防災業務計画」の記載に合わせた修正（警備課）
■対策 2 警備実施 【県（警察本部）】 (1) 被害状況の把握 (略) (2) 救出救助活動等 (略) (3) 避難誘導等 (略)	■対策 2 警備実施 【県（警察本部）】 (1) 被害状況の把握 (略) (2) 救出救助活動等 (略) (3) 避難誘導等 (略)		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(4) 二次災害の防止 (略) (5) 交通対策 (略) (6) 保安対策 (略) (7) 死体見分及び検視 (略) (8) 被災者等への情報<u>の発信</u> (9) 感染防止対策 感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。 1) <u>要望の把握</u> 被災者、<u>要配慮者等の要望</u>を十分把握し、災害、避難、犯罪、交通規制等の関連情報の伝達活動を行う。 2) 行方不明者相談窓口の設置 被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、市町村、ボランティア団体等と連携を図りながら行方不明者相談窓口を設置するなどの安否確認への適切な対応に努める。 3) 多様な<u>媒体の活用</u> <u>支援物資の配布に関する情報、混乱に乗じた悪質商法等に関する地域安全情報等について、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、県警ホームページ、地元の広報媒体、自主防犯組織等を通じ、幅広く伝達する。</u> 4) 避難所訪問 避難所における被災者の避難実態、相談・要望の把握等を行うため、女性警察官を中心とした部隊を編成し、避難所訪問による被災者の心情に寄り添った支援活動を推進する。	(4) 二次災害の防止 (略) (5) 交通対策 (略) (6) 保安対策 (略) (7) 死体見分及び検視 (略) (8) 被災者等への情報<u>伝達活動</u> 1) <u>ニーズに応じた情報伝達活動</u> 被災者等<u>のニーズ</u>を十分把握し、災害、避難、犯罪、交通規制等の関連情報の伝達活動を行う。 <u>また、その際、インターネット上の偽・誤情報等による社会的混乱を防止するとともに、住民の適切な判断と行動を助けるため、正確かつ的確な情報を伝達する。</u> 2) 行方不明者相談窓口の設置 被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、市町村、ボランティア団体等と連携を図りながら行方不明者相談窓口を設置するなどの安否確認への適切な対応に努める。 3) 多様な<u>手段による情報伝達</u> <u>地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、支援物資の配布場所等の住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や、災害に便乗した犯罪への注意喚起等の地域安全情報を各種広報媒体により幅広く伝達する。</u> 4) 避難所訪問 避難所における被災者の避難実態、相談・要望の把握等を行うため、女性警察官を中心とした部隊を編成し、避難所訪問による被災者の心情に寄り添った支援活動を推進する。 (9) 感染防止対策 感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。	208	段落ずれの修正。 「防災基本計画」「警察庁防災業務計画」の記載に合わせた修正（警備課）

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第2 避難指示、誘導 ■対策 5 広域避難（広域一時滞在） 【国、県、市町村】 市町村は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める<u>ものとする。</u> 被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、<u> </u>県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の<u> </u>県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求協議を当該市町村に代わって行うものとする。 （後略）	第2 避難指示、誘導 ■対策 5 広域避難（広域一時滞在） 【国、県、市町村】 市町村は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める<u>とともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u> 被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、<u>同一都道府</u>県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の<u>都道府</u>県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。 <u>なお、被災した市町村は、広域一時滞在の受入れ先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入れ先の市町村は、受入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求協議を当該市町村に代わって行うものとする。 （後略）	214	令和3年5月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当） 広域避難において、避難元及び避難先市町村間で、避難者の情報共有が必要なため。（防災・危機管理課）

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第3 緊急輸送 ■基本事項 2 留意点 (1) 迅速な道路被害状況等の収集 (略) (2) 道路啓開計画の作成等 国は、<u>発災</u>後の道路の障害物__除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開、<u>応急復旧等</u>を迅速に行うため、__協議会の設置等によって他の道路管理者等及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成する<u>ものとし、必要に応じてその</u>見直しを行うものとする。 (3) 人員及び資機材等の確保のための関連業界等との協力体制の強化 道路管理者等は、前号の計画も踏まえて、道路啓開__等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に<u>努める</u>ものとする。 (4) 車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築 (略) (5) 運送事業者等との連携体制の整備 (略) (6) 隣接県警察及び関係機関との連携 (略) (7) 交通規制に関する情報の県民に対する周知措置 (略)	第3 緊急輸送 ■基本事項 2 留意点 (1) 迅速な道路被害状況等の収集 (略) (2) 道路啓開計画の作成等 道路管理者は、<u>自然災害発生</u>後の道路の障害物<u>の</u>除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開__を迅速に行うため、<u>道路法等に基づき、</u>協議会の設置__によって他の道路管理者__及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開__計画を作成する<u>とともに、定期的な</u>見直しを行うものとする。 (3) 人員及び資機材等の確保のための関連業界等との協力体制の強化 道路管理者__は、前号の計画も踏まえて、道路啓開、<u>応急復旧</u>等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結<u>を推進する</u>ものとする。 (4) 車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築 (略) (5) 運送事業者等との連携体制の整備 (略) (6) 隣接県警察及び関係機関との連携 (略) (7) 交通規制に関する情報の県民に対する周知措置 (略)	216	道路啓開計画の記載内容が変更されたため (監理課)

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動 ■基本事項 2 留意点 (1) 被害情報の早期把握 (略) (2) 対策活動の優先度の考慮 (略) (3) 応援隊との連携 (略) (4) 活動障害の考慮 (略) _____ _____ _____ _____ _____ _____	第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動 ■基本事項 2 留意点 (1) 被害情報の早期把握 (略) (2) 対策活動の優先度の考慮 (略) (3) 応援隊との連携 (略) (4) 活動障害の考慮 (略) <u>(5) 航空機の安全な活動による活動体制の構築</u> <u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活</u> <u>動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航</u> <u>空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、必要</u> <u>に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する</u> <u>ものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機</u> <u>関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものと</u> <u>する。</u>	228	緊急用務区域指定の依頼等航空運用調整に係る修正のため（消防安全課）
第5 応急医療 ■基本事項 2 留意点 (1) 地域レベルでの災害対策の強化 (略) (2) 情報途絶を前提とした医療救護体制の確立 (略)	第5 応急医療 ■基本事項 2 留意点 (1) 地域レベルでの災害対策の強化 (略) (2) 情報途絶を前提とした医療救護体制の確立 (略)		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用し、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎを適切に行う。 （後略） (6) 医療救護所の設置 【県（保健医療部）、市町村】 市町村は、学校、集会所等の避難所、病院、市町村保健センター等に医療救護所を設置する。 県は、市町村災害対策本部の要請により、協議して、保健所又は県の施設内に医療救護所を設置する。ただし、被害が甚大であると認めた場合や市町村との通信が途絶した場合には、市町村の要請を待たず、医療救護所を設置するものとする。 (7) DHEAT _____ の派遣 【県（保健医療部）】 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施 _____ を応援するため、DHEAT _____ の応援派遣を行う。	国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用し、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎを適切に行う。 （後略） (6) 医療救護所の設置 【県（保健医療部）、市町村】 市町村は、学校、集会所等の避難所、病院、市町村保健センター等に医療救護所を設置する。 県は、市町村災害対策本部の要請により、協議して、保健所又は県の施設内に医療救護所を設置する。ただし、被害が甚大であると認めた場合や市町村との通信が途絶した場合には、市町村の要請を待たず、医療救護所を設置するものとする。 <u>また、陸上の医療機関では対応しきれない等の事情が生じた場合においては、県災害対策本部を通じ、政府本部へ、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動の要請を検討するものとする。</u> (7) DHEAT <u>や保健師等チーム</u> の派遣 【県（保健医療部）】 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施 <u>や被災者の健康管理</u> を応援するため、DHEAT <u>や保健師等チーム</u> の応援派遣を行う。	241 241	令和7年度防災基本計画に合わせた修正（保健政策課） 防災基本計画に保健師等チームの応援派遣が明記されたため（健康推進課）
2 応急医療活動 (1) 医療施設による医療活動 （略）	2 応急医療活動 (1) 医療施設による医療活動 （略）		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
(2) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動 【国、県（防災・危機管理部、保健医療部_____）、市町村、医療関係者等】 （後略） (3) ドクターヘリの活用 （略） (4) 医薬品等の供給 （略）		(2) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動 【国、県（防災・危機管理部、保健医療部、 <u>福祉部</u> ）、市町村、医療関係者等】 （後略） (3) ドクターヘリの活用 （略） (4) 医薬品等の供給 （略）		241	DPATは精神科救急的役割を担い、応急医療体制に含まれるため（障害福祉課）
3 後方支援活動 (1) 患者受入れ先病院の確保 【県（保健医療部_____）、市町村（消防機関）、病院等】 （略） (2) 搬送体制の確保 1) 後方医療施設への搬送 【県（防災・危機管理部、保健医療部_____）、市町村（消防機関）、病院等】 （略） 2) 搬送手段の確保 【県（防災・危機管理部、保健医療部、警察本部）、市町村（消防機関）】 病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。 ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、県又は市町村が関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。 また県は、病院等から患者搬送のためヘリコプターの出動要請があった場合、自己所有のヘリコプターを出動させるほか、状況に応じて自衛隊、他都道府県等に対し患者搬送可能		3 後方支援活動 (1) 患者受入れ先病院の確保 【県（保健医療部、 <u>福祉部</u> ）、市町村（消防機関）、病院等】 （略） (2) 搬送体制の確保 1) 後方医療施設への搬送 【県（防災・危機管理部、保健医療部、 <u>福祉部</u> ）、市町村（消防機関）、病院等】 （略） 2) 搬送手段の確保 【県（防災・危機管理部、保健医療部、警察本部）、市町村（消防機関）】 病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。 ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、県又は市町村が関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。 また県は、病院等から患者搬送のためヘリコプターの出動要請があった場合、自己所有のヘリコプターを出動させるほか、状況に応じて自衛隊、他都道府県等に対し患者搬送可能		243	後方支援活動についても、DMAT等と連携して実施しているため（障害福祉課）
				243	令和7年度防災基本計画に合わせた修正（保健政策課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
なヘリコプターの応援出動を要請する。 さらに、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入れ体制を確保する。 ① 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策 ② 患者の搬送先の離発着場及び受入れ病院への搬送手配 (3) 人工透析の供給等 (略) (4) 医療ボランティア活動 (略)	なヘリコプターの応援出動を要請する。 さらに、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入れ体制を確保する。 ① 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策 ② 患者の搬送先の離発着場及び受入れ病院への搬送手配 <u>また、上記の搬送手段では対応しきれない等の事情が生じた場合においては、県災害対策本部を通じ、政府本部へ、船舶を活用した傷病者の搬送の要請を検討するものとする。</u> (3) 人工透析の供給等 (略) (4) 医療ボランティア活動 (略)		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第3章 災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第1 被災者の把握等 ■対策 2 罹災証明書の交付 （前略） 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。	第3章 災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第1 被災者の把握等 ■対策 2 罹災証明書の交付 （前略） <u>県は、住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</u> <u>また、</u>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。	257	令和2年5月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当）
第2 避難生活の確保、健康管理 ■基本事項 2 留意点 （1）使用可能施設・設備の把握 災害時において、避難所として使用可能な施設及び設備を、あらかじめ把握しておく。特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握し、また、これらについては、	第2 避難生活の確保、健康管理 ■基本事項 2 留意点 （1）使用可能施設・設備の把握 災害時において、避難所として使用可能な施設（<u>協定・届出避難所として位置付けられた避難所を含む。</u>）及び設備を、あらかじめ把握しておく。特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握し、また、これらについては、	259	令和7年度防災基本計画の修正を反映（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
避難生活時にも常に把握しておくことが必要である。 (2) 協力体制の確保 (略) (3) 避難者の状態把握 避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、疾病の有無等を把握<u>すること</u> _____が必要である。特に、高齢者等の要配慮者については、病状の悪化等に対応するため、その状態を詳細に把握することが必要である。	避難生活時にも常に把握しておくことが必要である。 (2) 協力体制の確保 (略) (3) 避難者の状態把握 避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、疾病の有無等を把握<u>や要介護高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人や性的マイノリティの者のニーズへの適切な対応</u>が必要である。特に、高齢者等の要配慮者については、病状の悪化等に対応するため、その状態を詳細に把握することが必要である。	259	茨城県市町村避難所運営マニュアル基本モデルの内容を地域防災計画に反映（防災・危機管理課）
■対策 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営 (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 (略) 1) 基本事項 (略) 2) 避難所開設の要請 (略) 3) 避難所開設の報告 【市町村】 市町村は、避難所を開設した場合には、 _____直ちに次の事項を県に報告する。 ① 避難所開設の目的 ② 箇所数及び受入れ人員 ③ 開設期間の見込み _____ _____ (2) 避難所の運営管理	■対策 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営 (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 (略) 1) 基本事項 (略) 2) 避難所開設の要請 (略) 3) 避難所開設の報告 【市町村】 市町村は、避難所を開設した場合に<u>関係機関等による支援が円滑に講じられるよう</u>、直ちに次の事項を県に報告する。 ① 避難所開設の目的 ② 箇所数及び受入れ人員 ③ 開設期間の見込み ④ <u>全国共通避難所・避難場所 I D</u> 【県（防災・危機管理部）】 <u>県は、避難所の開設状況等を国に共有するよう努める。</u> (2) 避難所の運営管理	262	令和2年5月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当） 令和7年度防災基本計画の修正内容を反映（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
【市町村】 市町村は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて、以下のような男女のニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全性の確保に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあつせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。 1) 男女双方の視点 ・ 女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等 ・ 生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付 2) 避難所の安全性の確保 ・ 巡回警備や防犯ブザーの配布 【県（防災・危機管理部）】 県は、市町村から要請があった場合は、職員を避難所に派遣するとともに他市町村に対し職員の派遣を指示する。 (3) 避難所における住民の心得 (略) (4) 福祉避難所における支援 【市町村】 1) 福祉避難所の指定 (略) 2) 福祉避難所の周知 市町村は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知	【市町村】 市町村は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて、以下のような男女のニーズの違い等男女双方の視点、避難所の安全性の確保や子ども・若者のニーズに応じた居場所の確保に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあつせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。 1) 男女双方の視点 ・ 女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等 ・ 生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付 2) 避難所の安全性の確保 ・ 巡回警備や防犯ブザーの配布 <u>3) 子ども・若者の居場所</u> <u>・キッズスペースや学習スペース</u> 【県（防災・危機管理部）】 県は、市町村から要請があった場合は、職員を避難所に派遣するとともに他市町村に対し職員の派遣を指示する。 (3) 避難所における住民の心得 (略) (4) 福祉避難所における支援 【市町村】 1) 福祉避難所の指定 (略) 2) 福祉避難所の周知 市町村は、<u>公示</u>や様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知	263	「防災基本計画」の内容に準拠した記載に変更（福祉政策課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
を徹底する。 _____ _____ 3) 食料品・生活用品等の備蓄 (略) 4) 福祉避難所の開設 市町村は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。 _____ _____ _____ _____ 5) 福祉避難所開設の報告 (略)	を徹底する。 <u>なお、受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、受入れ対象者を特定する。</u> 3) 食料品・生活用品等の備蓄 (略) 4) 福祉避難所の開設 市町村は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。<u>ただし、事前に福祉避難所の対象となる者を把握し、関係者と調整の上、個別避難計画等を作成した要配慮者が、避難が必要となった場合は、福祉避難所へ直接避難することができるよう開設するものとする。</u> 5) 福祉避難所開設の報告 (略)		
2 避難所等における生活環境の整備 (1) 避難所等における生活環境の維持 (略) (2) 対象者に合わせた場所の確保 (略) (3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及 (略) _____ _____ _____ _____ _____ _____	2 避難所等における生活環境の整備 (1) 避難所等における生活環境の維持 (略) (2) 対象者に合わせた場所の確保 (略) (3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及 (略) <u>(4) 災害リハビリテーション支援</u> <u>【県（保健医療部）】</u> 県は、市町村の要請もしくは必要に応じ、関係団体へ災害リハビリテーション支援チームの派遣を要請する。医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等からなる災害リハビリテーション支援チームは、要援護者の災害関連死や生活不活発病の防止等を目的とした、避難所等の環境アセスメント並びに改善に関する対応等を行う。	264	茨城災害リハビリテーション支援協議会と災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定を締結したため改正（健康推進課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考 () は意見提出元
4 精神保健、心のケア対策 【県（福祉部）、市町村】 県（障害福祉課）、精神保健福祉センター、保健所、市町村は連携して心のケア活動を実施する。 (1) 相談窓口 (略) (2) 精神保健医療体制 ① 県（障害福祉課）は、D P A T調整本部を障害福祉課内に設置し、原則として、精神科医療機関の現状、保健所や市町村が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供 <u>(FAX等)</u> を一元的に行う。 (後略) (3) D P A T の派遣要請 (略) (4) 精神科救急医療の確保 (略) (5) 市町村における災害時のこころのケアへの対応 (略)	4 精神保健、心のケア対策 【県（福祉部）、市町村】 県（障害福祉課）、精神保健福祉センター、保健所、市町村は連携して心のケア活動を実施する。 (1) 相談窓口 (略) (2) 精神保健医療体制 ① 県（障害福祉課）は、D P A T調整本部を障害福祉課内に設置し、原則として、精神科医療機関の現状、保健所や市町村が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供 _____ を一元的に行う。 (後略) (3) D P A T の派遣要請 (略) (4) 精神科救急医療の確保 (略) (5) 市町村における災害時のこころのケアへの対応 (略)	266	関係者への情報提供等は F A X では基本行っておらず、文言不要のため。（障害福祉課）
第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達 ■対策 2 相談窓口の設置 【県（各部局）、市町村、_____ 防災関係機関】 (1) 総合窓口の設置 県、市町村は(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を速やかに設置し、県、市町村、防災関係機関、その他団体の設	第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達 ■対策 2 相談窓口の設置 【県（各部局）、市町村、<u>関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター）</u>、防災関係機関】 (1) 総合窓口の設置 県、市町村は(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を速やかに設置し、県、市町村、防災関係機関、その他団体の設	273	管区行政評価局等が指定地方行政機関に指定されたため（関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センタ

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。 この総合窓口は、災害被害の程度及び津波や原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。 _____ _____ _____ (2) 各種相談窓口の設置 (略)	置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。 この総合窓口は、災害被害の程度及び津波や原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。 <u>また、関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター）は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとし、県、市町村等は当該活動に協力するものとする。</u> (2) 各種相談窓口の設置 (略)		一）)
第5 生活救援物資の供給 ■基本事項 2 留意点 (1) 発災時間及びライフライン機能の被害と供給品目との対応 (略) (2) 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握 (略) (3) 協力体制の確保 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。 (後略)	第5 生活救援物資の供給 ■基本事項 2 留意点 (1) 発災時間及びライフライン機能の被害と供給品目との対応 (略) (2) 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握 (略) (3) 協力体制の確保 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>新物資システム（B-P L o）</u>等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。 (後略)	276	新システム運用開始に伴う名称変更（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(4) 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保 (略) (5) 災害時支援物資提供体制の構築 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行う。また、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	(4) 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保 (略) (5) 災害時支援物資提供体制の構築 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B－P L o）</u>を用いて備蓄状況の確認を行う。また、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備、<u>交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u> <u>(6) 災害対応車両登録制度の活用</u> <u>国は、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を平時から登録・データベース化し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための「災害対応車両登録制度」の環境整備を図り、県及び市町村は、必要に応じ本制度を活用するよう努めるものとする。</u>	277	新システム運用開始に伴う名称変更（防災・危機管理課） 令和6年6月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当） 災害時に活用可能なキッチンカー・トイレカー・トレーラーハウス等の活用（防災・危機管理課）
■対策 1 食料、生活必需品等の供給 (1) 食料、生活必需品等の調達 1) 食料、生活必需品等の調達 (略) 2) 流通在庫備蓄 (略) 3) 国・他都道府県からの調達 【県（防災・危機管理部、農林水産部）】 ① 協定締結等をしている事業者等が輸送する場合 (略) ② 他都道府県との応援協定	■対策 1 食料、生活必需品等の供給 (1) 食料、生活必需品等の調達 1) 食料、生活必需品等の調達 (略) 2) 流通在庫備蓄 (略) 3) 国・他都道府県からの調達 【県（防災・危機管理部、農林水産部）】 ① 協定締結等をしている事業者等が輸送する場合 (略) ② 他都道府県との応援協定	278	協定廃止に伴う変更

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、災害時応援協定を締結している都道府県に対して応援を要請し、必要量を確保する。 ア 全国都道府県における災害時等の広域応援協定（全国知事会） イ 1都9県震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会） <u>ウ 災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定</u> (2) 食料、生活必需品等の給与 （略） (3) 輸送拠点の開設等 （略）	県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、災害時応援協定を締結している都道府県に対して応援を要請し、必要量を確保する。 ア 全国都道府県における災害時等の広域応援協定（全国知事会） イ 1都9県震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会） (2) 食料、生活必需品等の給与 （略） (3) 輸送拠点の開設等 （略）		(防災・危機管理課)
第6 要配慮者安全確保対策 ■対策 2 在宅要配慮者に対する安全確保対策 (1) 安否確認、救助活動 （略） (2) 搬送体制の確保 （略） (3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供 （略） (4) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮 （略） (5) 保健・医療・福祉巡回サービス （略） (6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設 （略）	第6 要配慮者安全確保対策 ■対策 2 在宅要配慮者に対する安全確保対策 (1) 安否確認、救助活動 （略） (2) 搬送体制の確保 （略） (3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供 （略） (4) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮 （略） (5) 保健・医療・福祉巡回サービス （略） (6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設 （略）		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
(7) DWA Tの派遣 【県（福祉部）】 県に対して県内の被災市町村、国（厚生労働省）又は被災都道府県からDWA Tの派遣要請があった場合に、避難所__の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害福祉支援ネットワークに対して避難所<u>への</u> _____DWA Tの派遣要請を行う。	(7) DWA Tの派遣 【県（福祉部）】 県に対して県内の被災市町村、国（厚生労働省）又は被災都道府県からDWA Tの派遣要請があった場合に、避難所<u>等</u>の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害福祉支援ネットワークに対して避難所<u>の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ</u>DWA Tの派遣要請を行う。	286	令和7年6月の災害救助法改正に伴い、DWA T活動範囲が拡大されたため。（福祉政策課）
第10 愛玩動物の保護対策 ■基本事項 1 趣旨 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、県は、動物愛護の観点から、市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、<u>愛玩</u>動物の保護及び適正飼養について支援する。 2 留意点 (1) <u>愛玩</u>動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、県は、飼い主が避難所に<u>愛玩</u>動物と同行避難できるよう市町村等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した<u>愛玩</u>動物の保護に努める。 なお、飼い主は災害に備え、<u>愛玩</u>動物との同行避難や_____ 避難所__での飼養について準備しておくものとする。 (2) 協力体制の確立 県は、<u>愛玩</u>動物の保護や適正飼養に関し、県獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため「動物救護本部」を設置する。	第10 家庭動物の保護対策 ■基本事項 1 趣旨 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、県は、動物愛護の観点から、市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、<u>家庭</u>動物の保護及び適正飼養について支援する。 2 留意点 (1) <u>家庭</u>動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、県は、飼い主が避難所に<u>家庭</u>動物と同行避難できるよう市町村等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した<u>家庭</u>動物の保護に努める。 なお、飼い主は災害に備え、<u>家庭</u>動物との同行避難や<u>指定</u> 避難所<u>等</u>での飼養について準備しておくものとする。 (2) 協力体制の確立 県は、<u>家庭</u>動物の保護や適正飼養に関し、県獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため「動物救護本部」を設置する。	298	国の防災基本計画と表現を統一（生活衛生課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
3 活動項目リスト (1) 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 (2) 避難所における動物の適正飼養に係る措置 ■対策 1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 【県（保健医療部）】 県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに、関係機関等と協働して、飼い主等からの愛玩動物の一時預かり要望への対応や、飼い主の発見に努めるものとする。 2 避難所における動物の適正飼養に係る措置 【県（保健医療部）、市町村】 市町村は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。	3 活動項目リスト (1) 飼い主不明及び負傷した家庭動物の保護 (2) 避難所における動物の適正飼養に係る措置 ■対策 1 飼い主不明及び負傷した家庭動物の保護 【県（保健医療部）】 県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された家庭動物の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに、関係機関等と協働して、飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への対応や、飼い主の発見に努めるものとする。 2 避難所における動物の適正飼養に係る措置 【県（保健医療部）、市町村】 市町村は、自らが設置する避難所の隣接した場所に家庭動物を受け入れられるよう努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第3章 災害応急対策計画 第6節 災害救助法の適用 ■対策 2 救助法の適用基準 （中略） (4) 市町村の被害が(1) (2) 及び(3) に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。（救助法施行令第1条第1項第3号後段_____第4号） <u>（新設）</u>	第3章 災害応急対策計画 第6節 災害救助法の適用 ■対策 2 救助法の適用基準 （中略） (4) 市町村の被害が(1) (2) 及び(3) に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。（救助法施行令第1条第1項第3号後段<u>及び同</u>第4号） 〔災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づく災害救助法の迅速な適用について〕 上記第4号に該当するか否かの判断に際しては、住家の滅失数等の把握が困難な場合であっても、以下の条件を参考に速やかに適用を検討する。 ① 県災害対策本部及び市町村災害対策本部が設置されていること。 ② 現に住家被害が発生している、又は発生する蓋然性が高いこと。 ③ 避難所が開設され、避難生活が継続すると見込まれること（大規模停電、断水、孤立集落等を含む）。 上記①～③のすべて、又は①と②若しくは③に該当する場合には、被災者の早期生活再建及び社会秩序の保全を図るため、4号基準の適用を速やかに行う。 なお、上記①～③に該当しない場合であっても、随時、内閣府と協議のうえ、救助法の適用を判断する。	303	被害把握前でも早期適用を可能とし、被災者支援の遅れを防ぐため、適用時の取扱いを明確化（防災・危機管理課）

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第3章 災害応急対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第1 建築物の応急復旧 ■対策 1 応急危険度判定 【県（土木部）、市町村】 (1) 判定士等派遣要請・派遣 (略) (2) 応急危険度判定活動 1) 判定の基本的事項 ① 判定対象建築物は、市町村が定める判定街区の建築物とする。 ② 判定実施時期及び作業日数は、<u>2週間程度で</u>、原則として一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。 ③ 判定結果の責任については、市町村が負う。 2) 判定の関係機関 (略) 3) 判定作業概要 (略) (3) 被災宅地危険度判定活動 (略)	第3章 災害応急対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第1 建築物の応急復旧 ■対策 1 応急危険度判定 【県（土木部）、市町村】 (1) 判定士等派遣要請・派遣 (略) (2) 応急危険度判定活動 1) 判定の基本的事項 ① 判定対象建築物は、市町村が定める判定街区の建築物とする。 ② 判定実施時期及び作業日数は、<u>10日間程度を目安とし</u>、原則として一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。 ③ 判定結果の責任については、市町村が負う。 2) 判定の関係機関 (略) 3) 判定作業概要 (略) (3) 被災宅地危険度判定活動 (略)	307	「被災建築物応急危険度判定必携」の記述内容との不整合があったため（監理課）
3 応急仮設住宅の提供 【関東財務局、県（土木部）、市町村】 (1) 基本事項 (略) (2) 応急仮設住宅 (略) (3) 賃貸型応急住宅	3 応急仮設住宅の提供 【関東財務局、県（土木部）、市町村】 (1) 基本事項 (略) (2) 応急仮設住宅 (略) (3) 賃貸型応急住宅		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(略) (4) 建設型応急住宅 1) 設置計画の作成等 (略) 2) 設置場所の提供等 (略) 3) 建設資材の調達 (略) 4) 入居者の選定等 県が、市町村の協力を得て被災者の状況を調査の上、必要戸数を決定する。 また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先<u>順位</u>に努め<u> </u>ものとする。 5) 応急仮設住宅の管理 (略)	(略) (4) 建設型応急住宅 1) 設置計画の作成等 (略) 2) 設置場所の提供等 (略) 3) 建設資材の調達 (略) 4) 入居者の選定等 県が、市町村の協力を得て被災者の状況を調査の上、必要戸数を決定する。 また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先<u>入居</u>に努め<u>る</u>ものとする。 5) 応急仮設住宅の管理 (略)	310	表現の修正（監理課）
5 資料、関連項目 (1) 資料 資料17－1 「茨城県震災建築物応急危険度判定要綱」 資料17－2 「被災住宅危険度判定実施要領」 資料17－3 「災害時における応急の仮設住宅の建設に関する協定書（プレハブ建築協会）」 資料17－4 「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書（全国木造建設事業協会）」 資料17－<u>5</u> 「災害復旧用材（国有林材）の供給」 (2) 関連項目 (略)	5 資料、関連項目 (1) 資料 資料17－1 「茨城県震災建築物応急危険度判定要綱」 資料17－2 「被災住宅危険度判定実施要領」 資料17－3 「災害時における応急の仮設住宅の建設に関する協定書（プレハブ建築協会）」 資料17－4 「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書（全国木造建設事業協会）」 <u>資料17－5 「災害時における応急の仮設住宅の建設に関する協定書（日本ムービングハウス協会）」</u> 資料17－<u>6</u> 「災害復旧用材（国有林材）の供給」 (2) 関連項目 (略)	310	令和6年度に締結した協定について追記（監理課）

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考 ()は意見提出元
第3 ライフライン施設の応急復旧 ■基本事項 2 留意点 (1) 被害状況の把握 (略) (2) 事業者間の協力体制の整備 地震時におけるライフライン施設の被害は、地震の規模や震源の位置、地盤等によって異なる。このため、特に被害の集中した施設については、県内及び県外の事業者による協力が必要となってくることから、 <u> </u>事業者間<u> </u>の <u> </u>協力体制の整備を図っておくことが必要である。	第3 ライフライン施設の応急復旧 ■基本事項 2 留意点 (1) 被害状況の把握 (略) (2) 事業者間の協力体制の整備 地震時におけるライフライン施設の被害は、地震の規模や震源の位置、地盤等によって異なる。このため、特に被害の集中した地域については、県内及び県外の事業者による協力が必要となってくることから、<u>地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者間との災害時の連携体制の確認等を行うなど相互</u>協力体制の整備を図っておくことが必要である。	324	令和2年5月の防災基本計画の修正事項であるため。（内閣府防災計画担当）
■対策 2 電話施設の応急復旧 【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】	■対策 2 電話施設の応急復旧 【<u>N T T 東日本</u> 株式会社（茨城支店）】	328	社名変更に伴う修正（N T T 東日本株式会社）
3 都市ガス施設の応急復旧 【東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、東部ガス株式会社、<u>東日本ガス株式会社</u>】	3 都市ガス施設の応急復旧 【東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、東部ガス株式会社、<u>株式会社エナジー宇宙</u>】	331	グループ会社合併・分社化による社名変更（株式会社エナジー宇宙）
■対策 5 下水道施設の応急復旧 【県（土木部）、市町村】 (1) 下水道停止時の代替措置 1) 緊急汲取りの実施 市町村は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的	■対策 5 下水道施設の応急復旧 【県（土木部）、市町村】 (1) 下水道停止時の代替措置 1) 緊急汲取りの実施 市町村は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的	334	・災害時対応の共同化として、汚水処理施設が被災した場合、県及

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
に部分汲取りを実施する。 2) 仮設トイレの設置 市町村は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。 なお、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレを設置するよう努めるものとする。 (2) 応急復旧の実施 1) 作業体制の確保 県及び市町村は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、市町村は、広域的な範囲で被害が発生し、当該市町村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。 県は、市町村から協力要請があった場合は、必要な物資、資機材等の調達や職員の派遣、関係機関に対する協力要請など、広域的な作業体制の確保に努める。 2) 応急復旧作業の実施 県及び市町村は、 次のとおり応急復旧作業を実施する。 (後略) 3) 住民への広報 (略)	に部分汲取りを実施する。 2) 仮設トイレの設置 市町村は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。 なお、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレを設置するよう努めるものとする。 <u>3) 応急の汚水処理</u> <u>県及び市町村は、必要に応じて、被災した施設からバキューム車等により他の汚水処理施設に汚水を運搬する。</u> (2) 応急復旧の実施 1) 作業体制の確保 県及び市町村は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、市町村は、広域的な範囲で被害が発生し、当該市町村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。 県は、市町村から協力要請があった場合は、必要な物資、資機材等の調達や職員の派遣、関係機関に対する協力要請など、広域的な作業体制の確保に努める。 2) 応急復旧作業の実施 県及び市町村は、<u>上下水道一体となって施設の機能を維持するため</u>、次のとおり応急復旧作業を実施する。 (後略) 3) 住民への広報 (略)		び市町村間において別の汚水処理施設との汚水の相互受入の取組みを行っているため ・防災基本計画に上下水道一体での対応について記載されたため(監理課)

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																		
第4章 災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者の生活の安定化 第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付 ■対策 4 母子_父子_寡婦福祉資金の貸付 【県（福祉部）】 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子_父子_寡婦福祉資金の貸付を行う。 「母子_父子_寡婦福祉資金の貸付」 <table><tr><td rowspan="4">住宅 資金</td><td>貸付対象者</td><td>母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦</td></tr><tr><td>貸付限度</td><td>150万円以内。<u>(特に必要と認められる)</u>場合200万円以内)</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>6月以内の据置期間経過後6年以内（<u> </u>場合7年以内)</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子)</td></tr></table>	住宅 資金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦	貸付限度	150万円以内。 <u>(特に必要と認められる)</u> 場合200万円以内)	償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内（ <u> </u> 場合7年以内)	貸付利率	無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子)	第4章 災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者の生活の安定化 第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付 ■対策 4 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 【県（福祉部）】 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を行う。 「母子・父子・寡婦福祉資金の貸付」 <table><tr><td rowspan="4">住宅 資金</td><td>貸付対象者</td><td>母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦</td></tr><tr><td>貸付限度</td><td>150万円以内。<u>(災害等による増改築及び住宅建設・購入の)</u>場合200万円以内)</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>6月以内の据置期間経過後6年以内（<u>(災害等による増改築及び住宅建設・購入の場合7年以内)</u></td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子)</td></tr></table>	住宅 資金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦	貸付限度	150万円以内。 <u>(災害等による増改築及び住宅建設・購入の)</u> 場合200万円以内)	償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内（ <u>(災害等による増改築及び住宅建設・購入の場合7年以内)</u>	貸付利率	無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子)	355	・県予算書上の名称である「母子・父子・寡婦福祉資金」と統一 ・令和7年6月16日付けこども家庭庁事務連絡で、貸付限度額及び償還期間が明記されたため。（青少年家庭課）
住宅 資金		貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦																		
		貸付限度	150万円以内。 <u>(特に必要と認められる)</u> 場合200万円以内)																		
		償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内（ <u> </u> 場合7年以内)																		
	貸付利率	無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子)																			
住宅 資金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦																			
	貸付限度	150万円以内。 <u>(災害等による増改築及び住宅建設・購入の)</u> 場合200万円以内)																			
	償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内（ <u>(災害等による増改築及び住宅建設・購入の場合7年以内)</u>																			
	貸付利率	無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子)																			
6 中小企業復興資金 (4) その他の措置 一般金融機関及び<u>政府系金融機関</u>に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。	6 中小企業復興資金 (4) その他の措置 一般金融機関及び<u>株式会社商工組合中央金庫</u>に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。	358	政府系金融機関のうち、株式会社日本政策金融公庫に対しては県資金の預託を行っていないため（産業政策課）																		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第3 租税及び公共料金等の特例措置 ■対策 2 その他公共料金の特例措置 (2) 通信事業 【<u>東日本電信電話</u>株式会社（茨城支店）】	第3 租税及び公共料金等の特例措置 ■対策 2 その他公共料金の特例措置 (2) 通信事業 【<u>N T T 東日本</u> 株式会社（茨城支店）】	361	社名変更に伴う修正 （N T T 東日本株式会 社）
(4) 都市ガス事業 【東京ガス株式会社、東部ガス株式会社、<u>東日本ガス株式会 社</u>】	(4) 都市ガス事業 【東京ガス株式会社、東部ガス株式会社、<u>日本瓦斯株式会社、 株式会社サイサン、京葉瓦斯株式会社</u>】	361	グループ会社合併・分 社化による社名変更及 び小売りガス事業者の 変更（株式会社エナジ ー宇宙）

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第4章 災害復旧・復興対策計画 第4節 復興計画の作成 ■基本事項 2 留意点 (1) 迅速な意思決定等の必要性 (略) (2) 事前復興対策の実施 復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるため、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、復興事前対策として実施しておくことが必要である。 (3) 国、県、市町村間の密接な連携 (略) (4) 民意の反映 (略) 3 活動項目リスト (1) 事前復興対策の実施 1) 復興手順の明確化 2) 復興基礎データの整備 (2) 復興対策本部の設置 (3) 復興方針・計画の策定 1) 復興方針の策定 2) 復興計画の策定 (4) 復興事業の実施 1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施 2) 復興事業の実施	第4章 災害復旧・復興対策計画 第4節 復興計画の作成 ■基本事項 2 留意点 (1) 迅速な意思決定等の必要性 (略) (2) 復興事前準備の実施 大規模災害が発生した場合には、平時を大幅に超えた事務作業が発生し、多大な時間と人手を要するなか、被災者の生活再建や地域社会の早期復興が強く求められることになる。このため、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら、復興手順、復興基礎データの整備、「事前復興まちづくり計画」の策定などの取組みを進めておくことが必要である。 (3) 国、県、市町村間の密接な連携 (略) (4) 民意の反映 (略) 3 活動項目リスト (1) 復興事前準備の実施 1) 復興手順の明確化 2) 復興基礎データの整備 (2) 復興対策本部の設置 (3) 復興方針・計画の策定 1) 復興方針の策定 2) 復興計画の策定 (4) 復興事業の実施 1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施 2) 復興事業の実施	385	令和7年度防災基本計画に、事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進が明記されたため。（都市計画課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
■対策 1 事前復興対策の実施 (1) 復興手順の明確化 (略) (2) 復興基礎データの整備 (略) _____ _____ _____	■対策 1 復興事前準備の実施 (1) 復興手順の明確化 (略) (2) 復興基礎データの整備 (略) <u>(3) 「事前復興まちづくり計画」の策定</u> <u>【市町村】</u> <u>市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、「事前復興まちづくり計画」の策定に努めるものとする。</u>	386	令和7年度防災基本計画に、事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進が明記されたため。(都市計画課)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画 第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 (1) 関東管区警察局 1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。 4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 5) 警察通信の確保及び統制に関すること。 <u>(2) 関東財務局</u> 金融機関等に対する金融上の措置に関すること。 <u>(3) 関東信越厚生局</u> 1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。 2) 関係機関との連絡調整に関すること。 <u>(4) 関東農政局</u> 1) 政府所有米の供給に関すること。 2) 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関すること。 <u>(5) 関東森林管理局</u> 国有林野の保全に関すること。	付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画 第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 (1) 関東管区警察局 1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。 4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 5) 警察通信の確保及び統制に関すること。 <u>(2) 関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター）特別行政相談活動に関すること。</u> <u>(3) 関東総合通信局</u> 1) 管内の電気通信事業者及び放送事業者等からの災害に関する情報収集並びに報告連絡に関すること。 2) 非常通信の確保等及び運用に関すること。 <u>(4) 関東財務局</u> 金融機関等に対する金融上の措置に関すること。 <u>(5) 関東信越厚生局</u> 1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。 2) 関係機関との連絡調整に関すること。 <u>(6) 茨城労働局</u> 1) 災害に係る情報の収集に関すること。 2) 労働災害対策本部の設置に関すること。	391	管区行政評価局等が指定地方行政機関に指定されたため（関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター）） 内閣府公表の「指定地方行政機関の指定」順に修正（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(6) 関東経済産業局 1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給確保に関すること。 2) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保に関すること。 (7) 関東東北産業保安監督部 1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の保安の確保に関すること。 2) 鉱山に関する地震防災応急対策及び応急対策に関すること。 (8) 関東運輸局 1) 関係事業者団体への宣言の伝達に関すること。 2) 関係事業者の応急対策の実施状況の把握に関すること。 3) 発災後の緊急海上輸送に備え船舶の運航状況等の把握に関すること。 4) 強化地域に係る大規模地震及び当該地震災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 5) 都県地震災害警戒本部等との連絡及び調整に関すること。 6) 大規模地震対策特別措置法施行令第4条第9号、10号、11号、12号及び17号に規定する者に対して地震防災応急対策の実施に関し指導を行うこと。 7) 緊急輸送に関すること。 8) 前各号に掲げるもののほか強化地域に係る大規模地震による災害に対する対策を総合的かつ効果的な推進をするために必要な事務に関すること。 (9) 東京航空局 1) 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関すること。 2) 航空機の運航の安全と確保に関すること。	3) 労働災害防止対策に関すること。 4) 労災保険給付に関すること。 (7) 関東農政局 1) 政府所有米の供給に関すること。 2) 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関すること。 (8) 関東森林管理局 国有林野の保全に関すること。 (9) 関東経済産業局 1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給確保に関すること。 2) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保に関すること。 (10) 関東東北産業保安監督部 1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の保安の確保に関すること。		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
3) 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関すること。 (10) 関東地方測量部 1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3) 地殻変動の監視 (11) 第三管区海上保安本部 1) 警戒宣言等の伝達並びに情報の収集及び伝達に関すること。 2) 通信体制の強化に関すること。 3) 巡視船艇に対する燃料、食料等の補給に関すること。 4) 巡視船艇の運用に関すること。 5) 海上交通安全の確保に関すること。 6) 海上における治安の維持に関すること。 7) その他、地震災害応急対策のうち発災前に措置する必要がある事項。 (12) 東京管区气象台（水戸地方气象台） 1) 大規模地震に関する情報及び必要な情報の通知に関すること。 2) 非常体制の確立に関すること。	2) 鉾山に関する地震防災応急対策及び応急対策に関すること。 (11) 関東地方整備局 1) 河川施設、道路施設の保全に関すること。 2) 緊急輸送の確保助言に関すること。 3) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること。 4) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導、協力に関すること。 5) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。 (12) 関東運輸局 1) 関係事業者団体への宣言の伝達に関すること。 2) 関係事業者の応急対策の実施状況の把握に関すること。 3) 発災後の緊急海上輸送に備え船舶の運航状況等の把握に関すること。 4) 強化地域に係る大規模地震及び当該地震災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 5) 都県地震災害警戒本部等との連絡及び調整に関すること。 6) 大規模地震対策特別措置法施行令第4条第9号、10号、11号、12号及び17号に規定する者に対して地震防災応急対策の実施に関し指導を行うこと。 7) 緊急輸送に関すること。 8) 前各号に掲げるもののほか強化地域に係る大規模地震による災害に対する対策を総合的かつ効果的な推進をするために必要な事務に関すること。 (13) 東京航空局 1) 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関すること。 2) 航空機の運航の安全と確保に関すること。 3) 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関すること。		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

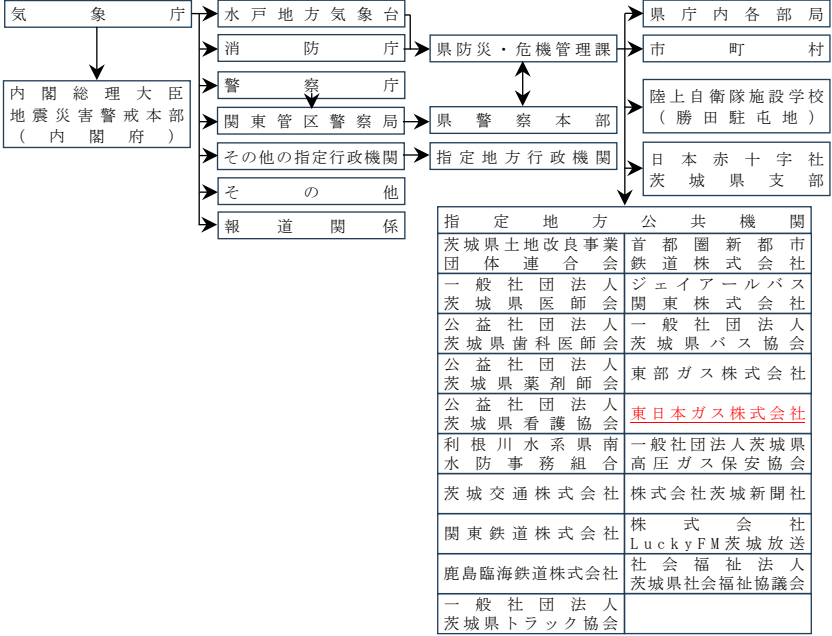
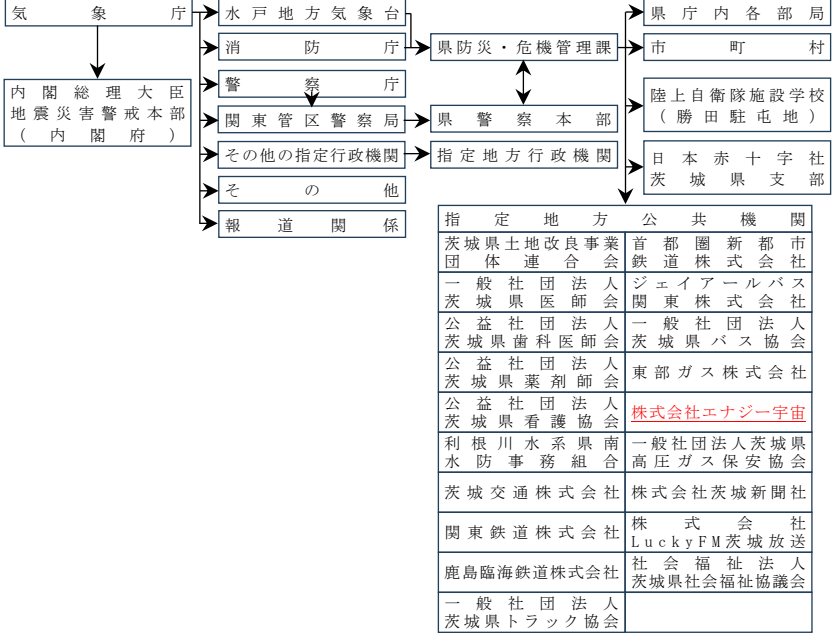
改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(13) 関東総合通信局 1) 管内の電気通信事業者及び放送事業者等からの災害に関する情報収集並びに報告連絡に関すること。 2) 非常通信の確保等及び運用に関すること。 (14) 茨城労働局 1) 災害に係る情報の収集に関すること。 2) 労働災害対策本部の設置に関すること。 3) 労働災害防止対策に関すること。 4) 労災保険給付に関すること。 (15) 関東地方整備局 1) 河川施設、道路施設の保全に関すること。 2) 緊急輸送の確保助言に関すること。 3) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること。 4) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導、協力に関すること。 5) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。	(14) 関東地方測量部 1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3) 地殻変動の監視 (15) 東京管区气象台（水戸地方气象台） 1) 大規模地震に関する情報及び必要な情報の通知に関すること。 2) 非常体制の確立に関すること。 (16) 第三管区海上保安本部 1) 警戒宣言等の伝達並びに情報の収集及び伝達に関すること。 2) 通信体制の強化に関すること。 3) 巡視船艇に対する燃料、食料等の補給に関すること。 4) 巡視船艇の運用に関すること。 5) 海上交通安全の確保に関すること。 6) 海上における治安の維持に関すること。 7) その他、地震災害応急対策のうち発災前に措置する必要がある事項。		
5 指定公共機関 (2) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）、株式会社NTTドコモ（茨城支店）、KDDI株式会社 1) 情報収集と伝達に関すること。 2) 通信の利用制限等の措置に関すること。 3) 災害用伝言ダイヤル等の提供に関すること。 4) 対策要員の確保及び広域応援に関すること。 5) 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保に関すること。	5 指定公共機関 (2) NTT東日本株式会社（茨城支店）、株式会社NTTドコモ（茨城支店）、KDDI株式会社 1) 情報収集と伝達に関すること。 2) 通信の利用制限等の措置に関すること。 3) 災害用伝言ダイヤル等の提供に関すること。 4) 対策要員の確保及び広域応援に関すること。 5) 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保に関すること。	394	社名変更に伴う修正 （NTT東日本株式会社）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
6) 通信建物、設備等の巡視と点検に関すること。 7) 工事中の設備に対する安全措置に関すること。 8) 東海地震に関連する調査情報発出時の対応に関すること。	6) 通信建物、設備等の巡視と点検に関すること。 7) 工事中の設備に対する安全措置に関すること。 8) 東海地震に関連する調査情報発出時の対応に関すること。		
(11)東京ガスネットワーク株式会社 <u>(茨城支社)</u> 1) ガス施設の安全、保全に関すること。 2) 都市ガスの供給に関すること。	(11)東京ガスネットワーク株式会社 _____ 1) ガス施設の安全、保全に関すること。 2) 都市ガスの供給に関すること。	395	組織改正のため（東京ガス株式会社 茨城支社）
(12)日本原子力発電株式会社 <u>(東海発電所)</u> 1) 警戒宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集に関すること。 2) 災害対策機関の設置に関すること。 3) 通報連絡体制及び広報体制の確立に関すること。	(12)日本原子力発電株式会社 <u>(東海発電所・東海第二発電所)</u> 1) 警戒宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集に関すること。 2) 災害対策機関の設置に関すること。 3) 通報連絡体制及び広報体制の確立に関すること。	395	茨城県地域防災計画記載の名称を統一（日本原子力発電株式会社）
6 指定地方公共機関 (5) 都市ガス事業者（東部ガス株式会社、<u>東日本ガス株式会社</u>） 1) ガス施設の安全、保全に関すること。 2) 都市ガスの供給に関すること。	6 指定地方公共機関 (5) 都市ガス事業者（東部ガス株式会社、<u>株式会社エナジー宇宙</u>） 1) ガス施設の安全、保全に関すること。 2) 都市ガスの供給に関すること。	396	グループ会社合併・分社化による社名変更（株式会社エナジー宇宙）

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考 ()は意見提出元																																																
第4章 警戒宣言発令時の対応措置 警戒宣言が発令されたときから、大規模地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間に実施する対応措置について定める。 第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達 1 伝達系統 次の系統図による。（水害予防組合は水防活動上必要と認めるときに限る。） (1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統 <table><tr><th colspan="2">指定地方公共機関</th></tr><tr><td>茨城県土地改良事業団体連合会</td><td>首都圏新都市鉄道株式会社</td></tr><tr><td>一般社団法人ジェイアールバス関東株式会社</td><td></td></tr><tr><td>茨城県医師会</td><td>一般社団法人茨城県バス協会</td></tr><tr><td>公益社団法人茨城県歯科医師会</td><td>東部ガス株式会社</td></tr><tr><td>茨城県薬剤師会</td><td>東日本ガス株式会社</td></tr><tr><td>公益社団法人茨城県看護協会</td><td></td></tr><tr><td>利根川水系県南水防事務組合</td><td>一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会</td></tr><tr><td>茨城交通株式会社</td><td>株式会社茨城新聞社</td></tr><tr><td>関東鉄道株式会社</td><td>株式会社LuckyFM茨城放送</td></tr><tr><td>鹿島臨海鉄道株式会社</td><td>社会福祉法人茨城県社会福祉協議会</td></tr><tr><td>一般社団法人茨城県トラック協会</td><td></td></tr></table>	指定地方公共機関		茨城県土地改良事業団体連合会	首都圏新都市鉄道株式会社	一般社団法人ジェイアールバス関東株式会社		茨城県医師会	一般社団法人茨城県バス協会	公益社団法人茨城県歯科医師会	東部ガス株式会社	茨城県薬剤師会	東日本ガス株式会社	公益社団法人茨城県看護協会		利根川水系県南水防事務組合	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会	茨城交通株式会社	株式会社茨城新聞社	関東鉄道株式会社	株式会社LuckyFM茨城放送	鹿島臨海鉄道株式会社	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	一般社団法人茨城県トラック協会		第4章 警戒宣言発令時の対応措置 警戒宣言が発令されたときから、大規模地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間に実施する対応措置について定める。 第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達 1 伝達系統 次の系統図による。（水害予防組合は水防活動上必要と認めるときに限る。） (1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統 <table><tr><th colspan="2">指定地方公共機関</th></tr><tr><td>茨城県土地改良事業団体連合会</td><td>首都圏新都市鉄道株式会社</td></tr><tr><td>一般社団法人ジェイアールバス関東株式会社</td><td></td></tr><tr><td>茨城県医師会</td><td>一般社団法人茨城県バス協会</td></tr><tr><td>公益社団法人茨城県歯科医師会</td><td>東部ガス株式会社</td></tr><tr><td>茨城県薬剤師会</td><td>東日本ガス株式会社</td></tr><tr><td>公益社団法人茨城県看護協会</td><td></td></tr><tr><td>利根川水系県南水防事務組合</td><td>一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会</td></tr><tr><td>茨城交通株式会社</td><td>株式会社茨城新聞社</td></tr><tr><td>関東鉄道株式会社</td><td>株式会社LuckyFM茨城放送</td></tr><tr><td>鹿島臨海鉄道株式会社</td><td>社会福祉法人茨城県社会福祉協議会</td></tr><tr><td>一般社団法人茨城県トラック協会</td><td></td></tr></table>	指定地方公共機関		茨城県土地改良事業団体連合会	首都圏新都市鉄道株式会社	一般社団法人ジェイアールバス関東株式会社		茨城県医師会	一般社団法人茨城県バス協会	公益社団法人茨城県歯科医師会	東部ガス株式会社	茨城県薬剤師会	東日本ガス株式会社	公益社団法人茨城県看護協会		利根川水系県南水防事務組合	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会	茨城交通株式会社	株式会社茨城新聞社	関東鉄道株式会社	株式会社LuckyFM茨城放送	鹿島臨海鉄道株式会社	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	一般社団法人茨城県トラック協会		401	グループ会社合併・分社化による社名変更 (株式会社エナジー宇宙)
指定地方公共機関																																																			
茨城県土地改良事業団体連合会	首都圏新都市鉄道株式会社																																																		
一般社団法人ジェイアールバス関東株式会社																																																			
茨城県医師会	一般社団法人茨城県バス協会																																																		
公益社団法人茨城県歯科医師会	東部ガス株式会社																																																		
茨城県薬剤師会	東日本ガス株式会社																																																		
公益社団法人茨城県看護協会																																																			
利根川水系県南水防事務組合	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会																																																		
茨城交通株式会社	株式会社茨城新聞社																																																		
関東鉄道株式会社	株式会社LuckyFM茨城放送																																																		
鹿島臨海鉄道株式会社	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会																																																		
一般社団法人茨城県トラック協会																																																			
指定地方公共機関																																																			
茨城県土地改良事業団体連合会	首都圏新都市鉄道株式会社																																																		
一般社団法人ジェイアールバス関東株式会社																																																			
茨城県医師会	一般社団法人茨城県バス協会																																																		
公益社団法人茨城県歯科医師会	東部ガス株式会社																																																		
茨城県薬剤師会	東日本ガス株式会社																																																		
公益社団法人茨城県看護協会																																																			
利根川水系県南水防事務組合	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会																																																		
茨城交通株式会社	株式会社茨城新聞社																																																		
関東鉄道株式会社	株式会社LuckyFM茨城放送																																																		
鹿島臨海鉄道株式会社	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会																																																		
一般社団法人茨城県トラック協会																																																			

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(2) 東海地震予知情報伝達系統 		(2) 東海地震予知情報伝達系統 	402	グループ会社合併・分社化による社名変更 (株式会社エナジー宇宙)
第2節 警戒体制の確立 3 防災関係機関の体制 (略) (1) 指定地方行政機関 1) 関東管区警察局 局長は、東海地震に関する「警戒宣言」が発令された場合、又は発せられることが予想される場合は、局長を長とする対策本部又は災害警備本部を設置する。		第2節 警戒体制の確立 3 防災関係機関の体制 (略) (1) 指定地方行政機関 1) 関東管区警察局 局長は、東海地震に関する「警戒宣言」が発令された場合、又は発せられることが予想される場合は、局長を長とする対策本部又は災害警備本部を設置する。 2) 関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター） 災害対策本部を設置し、災害に関する情報の収集、特別行	403	内閣府公表の「指定地方行政機関の指定」順に修正（防災・危機管理課） 管区行政評価局等が指定地方行政機関に指定

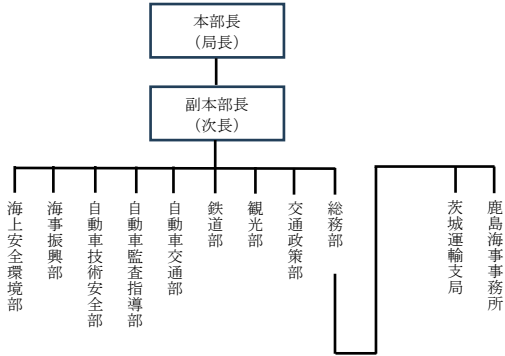
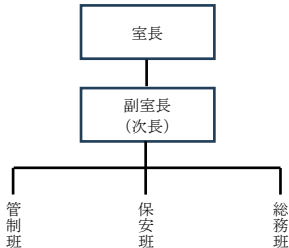
茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<u>2）関東財務局</u> 地震災害警戒本部を設置し、本部長、副本部長、班長、班員をもって編成する。班の組織は次のとおりとする。 総務・庁舎警備・経理厚生班、主計・融資班、金融班、国有財産・宿舍班、筑波班 <u>3）関東信越厚生局</u> ① 緊急防災会議を開催する。 ② 警戒本部を設置する。 ③ 自衛消防組織を編成する。 <u>4）関東農政局</u> ① 地震災害対策本部を設置し、地震防災応急対策の実施の推進、調整及び農林水産省との連絡調整並びに関係都県との連絡を密にする。 ② 災害時における米穀の円滑な供給が行われるよう県等関係機関と十分な連絡調整を図り準備体制を確立する。 <u>5）関東森林管理局</u> 警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに関東森林管理局東海地震警戒本部を設置し、警戒体制をとるとともに、必要に応じ管内各出先機関にも警戒体制をとるよう指示する。 <u>6）関東経済産業局</u> ① 関東経済産業局地震災害警戒本部の設置 局長は、地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、速やかに、関東経済産業局地震災害警戒本部（以下「地震災害警戒本部」という。）を設置する。	<u>政相談活動に取り組む体制を整える。</u> <u>3）関東総合通信局</u> 警戒宣言が発せられたときは、災害対策本部を設置し、各都県の災害対策本部等との連絡を密にして情報収集を行うとともに、各都県が実施する災害対策等に協力する。 <u>4）関東財務局</u> 地震災害警戒本部を設置し、本部長、副本部長、班長、班員をもって編成する。班の組織は次のとおりとする。 総務・庁舎警備・経理厚生班、主計・融資班、金融班、国有財産・宿舍班、筑波班 <u>5）関東信越厚生局</u> ① 緊急防災会議を開催する。 ② 警戒本部を設置する。 ③ 自衛消防組織を編成する。 <u>6）茨城労働局</u> 局長は、警戒宣言が発令されたときは、労働災害対策本部を設置するとともに、県災害対策本部との連絡を密にし、情報収集を行い、必要な事態に迅速かつ的確に対応し得るよう体制を整備する。 <u>7）関東農政局</u> ① 地震災害対策本部を設置し、地震防災応急対策の実施の推進、調整及び農林水産省との連絡調整並びに関係都県との連絡を密にする。 ② 災害時における米穀の円滑な供給が行われるよう県等関		されたため（関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター））

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
② 地震災害警戒本部の事務 ア 法令、又は経済産業省防災業務計画の定めるところにより、警戒宣言時に関係各部課が実施する地震防災応急対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること。 イ 警戒宣言時の連絡並びに地震防災応急対策の実施状況に関する情報の収集及び伝達に関する事務を総括する。 ウ その他各部課が実施する地震防災応急対策を推進すること。 <u>7</u>) 関東東北産業保安部監督部 ① 関東東北産業保安部監督部地震災害警戒本部の設置 部長は、地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、速やかに関東東北産業保安監督部地震災害警戒本部（以下「地震災害警戒本部」という。）を設置する。 ② 地震災害警戒本部の事務 ア 法令、又は経済産業省防災業務計画の定めるところにより、各課が実施する地震防災応急対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること。 イ 警戒宣言時の連絡並びに地震防災応急対策の実施状況に関する情報の収集及び連絡に関する事務を総括すること。 ウ その他各課が実施する地震防災応急対策の実施を推進すること。	係機関と十分な連絡調整を図り準備体制を確立する。 <u>8</u>) 関東森林管理局 警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに関東森林管理局東海地震警戒本部を設置し、警戒体制をとるとともに、必要に応じ管内各出先機関にも警戒体制をとるよう指示する。		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<u>8)</u> 関東運輸局 警戒宣言が発せられたときは、関東運輸局災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、都県地震災害警戒本部等と緊密な連絡をとり、これらの者の実施する地震防災応急対策に協力する。本部の組織は次のとおりとする。  <u>9)</u> 東京航空局 警戒宣言が発せられたときは、百里空港事務所に地震災害対策本部を設置して、航空機及び航空機運航の安全確保、空港機能の維持関係機関との連絡調整等を行う。 	<u>9)</u> 関東経済産業局 ① 関東経済産業局地震災害警戒本部の設置 局長は、地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、速やかに、関東経済産業局地震災害警戒本部（以下「地震災害警戒本部」という。）を設置する。 ② 地震災害警戒本部の事務 ア 法令、又は経済産業省防災業務計画の定めるところにより、警戒宣言時に関係各部課が実施する地震防災応急対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること。 イ 警戒宣言時の連絡並びに地震防災応急対策の実施状況に関する情報の収集及び伝達に関する事務を総括する。 ウ その他各部課が実施する地震防災応急対策を推進すること。 <u>10)</u> 関東東北産業保安部監督部 ① 関東東北産業保安部監督部地震災害警戒本部の設置 部長は、地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、速やかに関東東北産業保安監督部地震災害警戒本部（以下「地震災害警戒本部」という。）を設置する。 ② 地震災害警戒本部の事務 ア 法令、又は経済産業省防災業務計画の定めるところにより、各課が実施する地震防災応急対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること。 イ 警戒宣言時の連絡並びに地震防災応急対策の実施状況に関する情報の収集及び連絡に関する事務を総括すること。 ウ その他各課が実施する地震防災応急対策の実施を推進すること。		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
10) 第三管区海上保安本部 次の体制を確立する。 第三管区東海地震災害対策本部 <pre>graph TD; A[第三管区東海地震災害対策本部] --- B[茨城海上保安部]; A --- C[鹿島海上保安署]; A --- D[日立分室]; B --- E[巡視船 あかぎ]; B --- F[巡視艇 なかかぜ]; C --- G[巡視船 ひたち]; C --- H[巡視艇 よど]; C --- I[巡視艇 うみかぜ];</pre> ただし、巡視船ひたち、あかぎ、巡視艇よどは東海地震注意情報発表時をもって、銚子沖に配備する。 11) 東京管区气象台（水戸地方气象台） - 大規模地震に関する情報の収集と、東海地震に関連する情報を茨城県知事（防災・危機管理課）に通知する。 - 警戒宣言が発せられた場合、災害対策本部を設置し非常体制に入る。 - 部外からの照会に対しては、必要な情報を適確に伝え、混乱の防止を図る。	11) 関東地方整備局 本局に地震災害警戒本部、強化地域に係る事務所に地震災害警戒支部を設置する。 12) 関東運輸局 警戒宣言が発せられたときは、関東運輸局災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、都県地震災害警戒本部等と緊密な連絡をとり、これらの者の実施する地震防災応急対策に協力する。本部の組織は次のとおりとする。 <pre>graph TD; A[本部長
(局長)] --- B[副本部長
(次長)]; B --- C[海上安全環境部]; B --- D[海事振興部]; B --- E[自動車技術安全部]; B --- F[自動車監査指導部]; B --- G[自動車交通部]; B --- H[鉄道部]; B --- I[観光部]; B --- J[交通政策部]; B --- K[総務部]; K --- L[茨城運輸支局]; K --- M[鹿島海事事務所];</pre>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<u>12)</u> 関東総合通信局 警戒宣言が発せられたときは、災害対策本部を設置し、各都県の災害対策本部等との連絡を密にして情報収集を行うとともに、各都県が実施する災害対策等に協力する。 _____ _____ <u>13)</u> 茨城労働局 局長は、警戒宣言が発令されたときは、労働災害対策本部を設置するとともに、県災害対策本部との連絡を密にし、情報収集を行い、必要な事態に迅速かつ的確に対応し得るよう体制を整備する。	<u>13)</u> 東京航空局 警戒宣言が発せられたときは、百里空港事務所に地震災害対策本部を設置して、航空機及び航空機運航の安全確保、空港機能の維持関係機関との連絡調整等を行う。 <pre> graph TD A[室長] --> B[副室長
(次長)] B --> C[管制班] B --> D[保安班] B --> E[総務班] </pre> <u>14)</u> 関東地方測量部 <u>地震対策地方本部を設置する。</u> <u>15)</u> 東京管区气象台（水戸地方气象台） ① 大規模地震に関する情報の収集と、東海地震に関連する情報を茨城県知事（防災・危機管理課）に通知する。 ② 警戒宣言が発せられた場合、災害対策本部を設置し非常体制に入る。 ③ 部外からの照会に対しては、必要な情報を適確に伝え、混乱の防止を図る。		記載がないため、追記（関東地方測量部）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
14) 関東地方整備局 本局に地震災害警戒本部、強化地域に係る事務所に地震災害警戒支部を設置する。	16) 第三管区海上保安本部 次の体制を確立する。 第三管区東海地震災害対策本部 茨城海上保安部 巡視船 あかぎ 巡視艇 なかかぜ 鹿島海上保安署 巡視船 ひたち 巡視艇 よど 巡視艇 うみかぜ 日立分室 ただし、巡視船ひたち、あかぎ、巡視艇よどは東海地震注意情報発表時をもって、銚子沖に配備する。		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(3) 指定公共機関 1) 東日本旅客鉄道株式会社 東海地震注意情報を受領したときは、水戸支社に地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。警戒本部の組織は次のとおりとする。 (略)	(3) 指定公共機関 1) 東日本旅客鉄道株式会社 東海地震注意情報を受領したときは、水戸支社に地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。警戒本部の組織は次のとおりとする。 (略)	407	社内の組織再編に伴う変更（東日本旅客鉄道株式会社）
2) <u>東日本電信電話</u>株式会社 東海地震注意情報を受領したときは、茨城支店に地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。 災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、災害対策規定の非常区分により、その状況に応じて、組織規定にかかわらず、この対策組織を設置する。 非被災地の場合は、本社対策組織の要請により支援本部、又は情報連絡室を設置する。	2) <u>NTT東日本</u> 株式会社 東海地震注意情報を受領したときは、茨城支店に地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。 災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、災害対策規定の非常区分により、その状況に応じて、組織規定にかかわらず、この対策組織を設置する。 非被災地の場合は、本社対策組織の要請により支援本部、又は情報連絡室を設置する。	408	社名変更に伴う修正（NTT東日本株式会社）
12) 日本原子力発電株式会社 ① 災害対策本部の設置	12) 日本原子力発電株式会社 <u>（東海発電所・東海第二発電所）</u> ① 災害対策本部の設置	409	茨城県地域防災計画記載の名称を統一（日本

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考（）は意見提出元
② 対策要員の確保、緊急用資材等の準備 ③ 情報の収集、伝達	② 対策要員の確保、緊急用資材等の準備 ③ 情報の収集、伝達		原子力発電株式会社)
(4) 指定地方公共機関 7) 都市ガス事業者（東部ガス株式会社、 <u>東日本ガス株式会社</u> ） 判定会が招集された場合、又は警戒宣言が発せられた場合は、対策本部を設置し組織体制を確立する。	(4) 指定地方公共機関 7) 都市ガス事業者（東部ガス株式会社、 <u>株式会社エナジー宇宙</u> ） 判定会が招集された場合、又は警戒宣言が発せられた場合は、対策本部を設置し組織体制を確立する。	410	グループ会社合併・分社化による社名変更（株式会社エナジー宇宙）
第3節 地震防災応急対策の実施 4 危険物等施設対策 (5) 放射性物質施設 2) 日本原子力発電株式会社 災害対策機関を設置し、次の措置を講ずるものとする。 ① 発電所施設及び設備の巡視点検 ② 緊急モニタリング体制準備 ③ 災害対策用資機材の準備、設備の予防強化 ④ 通報連絡体制の確認	第3節 地震防災応急対策の実施 4 危険物等施設対策 (5) 放射性物質施設 2) 日本原子力発電株式会社 <u>（東海発電所・東海第二発電所）</u> 災害対策機関を設置し、次の措置を講ずるものとする。 ① 発電所施設及び設備の巡視点検 ② 緊急モニタリング体制準備 ③ 災害対策用資機材の準備、設備の予防強化 ④ 通報連絡体制の確認	418	茨城県地域防災計画記載の名称を統一（日本原子力発電株式会社）
5 公共施設対策 (略) (1) 電話（ <u>東日本電信電話株式会社</u> ） 茨城支店管内は大規模地震対策特別措置法で定めている地震防災対策強化地域に該当しないが、防災上の観点から周辺地域と同等の対策を実施することとしており、その実施内容は、次	5 公共施設対策 (略) (1) 電話（ <u>N T T 東日本 株式会社</u> ） 茨城支店管内は大規模地震対策特別措置法で定めている地震防災対策強化地域に該当しないが、防災上の観点から周辺地域と同等の対策を実施することとしており、その実施内容は、次	418	社名変更に伴う修正（N T T 東日本株式会社）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
のとおりである。 (略)	のとおりである。 (略)		
(4) 都市ガス（東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、東部ガス株式会社、<u>東日本ガス株式会社</u>） 警戒宣言が発せられた場合、地震発生時の二次災害未然防止、又は軽減を図るための措置を的確に講じ得るよう、次の警戒体制を確保するものとする。 (略)	(4) 都市ガス（東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、東部ガス株式会社、<u>株式会社エナジー宇宙</u>） 警戒宣言が発せられた場合、地震発生時の二次災害未然防止、又は軽減を図るための措置を的確に講じ得るよう、次の警戒体制を確保するものとする。 (略)	425	グループ会社合併・分社化による社名変更 (株式会社エナジー宇宙)